

令和7年

# 建設委員会会議録

とき 令和7年1月20日

品川区議会

令和7年 品川区議会建設委員会

日 時 令和7年1月20日(月) 午後1時00分～午後4時15分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員	委員長 塚本よしひろ	副委員長 えのした正人
	委員 澤田えみこ	委員 つる伸一郎
	委員 木村健悟	委員 のだて稔史
	委員 中塚 亮	委員 横山由香理

出席説明員	鈴木都市環境部長	鵜田都市整備推進担当部長
	高梨都市計画課長	川原住宅課長
	小川木密整備推進課長	中道都市開発課長
	大石まちづくり立体化担当課長	森 建築課長
	中西環境課長	篠田 参事 (品川区清掃事務所長事務取扱) (資源循環推進担当課長事務取扱)
	溝口防災まちづくり部長	滝澤災害対策担当部長 (危機管理担当部長兼務)
	櫻木地域交通政策課長	山下交通安全担当課長
	川崎土木管理課長	森 道路課長 (用地担当課長兼務)
	大友公園課長	北原河川下水道課長
	平原防災課長	羽鳥防災体制整備担当課長
	伊藤災害対策担当課長	

○午後1時00分開会

○塚本委員長

それではただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査、行政視察報告書についておよびその他と進めてまいります。

最後に、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いたします。

---

1 報告事項

(1) 第6回羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会について

○塚本委員長

それでは、予定表1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)第6回羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨都市計画課長

私からは、第6回羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会について報告をさせていただきます。資料は、A4判1枚の頭紙と、資料1から4の国公表の資料および別紙の申入れ書でございます。

最初に、1枚目の頭紙をご覧ください。

国により実施されている羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会につきまして、第6回の検討会が開催されました。開催日時は、令和6年12月24日火曜日、時間と開催場所は資料記載のとおりでございます。

検討会の内容につきましては、3、検討会議題に記載の4点ございまして、このうち品川区に関係のある(1)飛行方式の検討について、国公表の資料1を用いて説明をさせていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。資料1をおめくりいただき、右下記載のページ番号で1ページでございます。

国は、これまでの検討会におきまして、羽田新飛行ルートであるA滑走路とC滑走路の着陸におきまして、同時進入するための導入可能性のある飛行方式を、記載のRNP-ARと、RNPウェイポイントガイダンス付きの2方式を選定いたしまして、これまで安全性の検証を行ってまいりました。

2ページをご覧ください。本検討会までに、同時運用のための安全性検証は完了したとのことございます。

資料3ページから6ページでは、安全性検証の考え方や、検証の項目、前提条件等が示されております。

7ページからは、安全性検証の結果が示されておきまして、経路からの逸脱に関する検証、同時運用の監視要件・方法等に関する検証、および安全性評価の実施の3項目について検証した結果が示されております。

恐れ入ります、12ページをご覧ください。こちらでは、結果のまとめが記載されております。

評価項目①の経路からの逸脱に関する検証と、②の同時運用の監視要件・方法等に関する検証につきましては、RNP-AR方式が達成すべき安全レベルを満たしているとの結果が示されております。評価項目③の安全性評価につきましては、いずれの方式も可能との結果が示されております。

同じページの下段、赤枠内でございますが、結論として、2つの方式のうち、RNP-AR方式が適

当であると示されているところでございます。

ここまでの検討会資料で示された内容でございます。この内容を受けまして、検討会では、資料による結論が了承されたとの議事概要が、現在まで国により公表されているところでございます。

その議事概要によりますと、検討会の中では、新たな飛行方式を導入して経路を見直すことに対する課題として、3つが挙げられております。

1つ目は、日本におけるRNP-AR方式に対応している機材が約75%であり、直ちに運用することが難しいということ。2つ目として、令和6年1月に発生した航空機衝突事故に関連いたしまして、羽田空港の大きな運用変更や、さらなる複雑な運用が伴うことが想定されることから、ヒューマンエラーのリスクが高まることが懸念され、慎重な対応が必要であること。3つ目といたしまして、この方式を採用しても、いずれかの市街地の上空を飛行せざるを得ず、海上ルートが設定できない以上は、慎重な対応が必要であること。以上の3点が挙げられております。

これを受けまして、国土交通省は、課題のフォローアップに加え、さらなる騒音負担軽減や海上ルートの実現に資する方策について、国際動向等を踏まえた調査・研究を実施していくとのことでございます。また、本検討会は継続して行われ、次回検討会が令和7年中に開催する方向で進める旨の発言もあったとのことでございます。

そのほか、資料2につきましては、離陸における荒川沿いの騒音軽減についての検討を、資料3につきましては、飛行方式RNP-ARに関する基準見直しについての検討結果が示されているところでございます。資料4につきましては、当日の会議資料ではありませんが、国によるプレス発表時に公表された委員名簿を添付させていただいております。

次に、頭紙にお戻りいただくとともに、最終の別紙でつけております申入れ書を併せてご覧いただければと存じます。

#### 4、申入れ書の提出でございます。

区といたしましては、本検討会の開催とその結果を受けまして、検討会翌日の12月25日水曜日に、森澤区長から国土交通大臣宛ての申入れ書を、堀越副区長により国土交通省航空局航空ネットワーク部長へ提出いたしました。これは、区がこれまで国に対して求めてきた固定化回避検討会において、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施について、今般開催された第6回の検討会までに2年以上の検討期間があったにもかかわらず、具体的な方策が示されなかったことを受けまして、看過することができないとの申入れを行ったものでございます。

申入れでは、改めて令和5年8月の全区民アンケートの声を重く受け止めていただき、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施について、強く申入れを行ったものでございます。

当日、航空ネットワーク部長からは、来年内、これは令和7年、本年のことでございますが、来年内に次回検討会を開催する予定であると。固定化回避については、引き続き検討していくとの発言を得たところでございます。

#### ○塚本委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

#### ○のだて委員

まず、率直にお聞きしたいところを伺いたいと思うのですが、今回行われた検討会の中での議事録概要も公開されていまして、それを見たところ、RNP-AR方式の基準緩和がされて、感謝しているのだと。定時性、経済性、効率性、騒音対策にも寄与するというところで書かれていたのですが、その理由

が分かれば伺いたいと思います。

それと、運用基準緩和をしていくというところでは、安全性が軽視につながってしまうと困るところで、そうした安全性の点ではどうなのかというのを伺いたいと思います。それと、海外の航空機の対応率、そういう状況が分かれば伺いたいと思います。

今回の資料の中で、RNP-AR方式の実施に伴い専門監視員を配置するということが書いてあったと思うのですが、それが何人ぐらい配置されるものなのか、1滑走路に1人ずつみたいなの感じなのか、その辺りを伺いたいと思います。

#### ○高梨都市計画課長

最初に、ご質問いただきましたRNP-ARに関する基準の見直し、資料でいきますと資料3の内容かと存じますが、この内容についてでございますが、まず検討会自体は、我々は出席をさせていただきますので、その中で、議事概要は公表されているところでございますが、どのような説明もしくは議論があったといったところは、区としては把握をしてございませんので、ご質問の最初にありました基準緩和に向けたこれらの理由等々につきましては、区としては把握しているところではございません。

2点目の安全性といったところでございますが、冒頭申し上げましたとおり、基準見直しに関する安全性に関する議論は、細かくは把握していないところでございますけれども、区といたしましては、いずれにしても航空安全というものは、羽田空港の運用に関する大前提であると考えてございますので、全てにおいて優先されるべきものであるという認識でございます。

最後に、今回のRNP-AR方式の実施に伴う専門監視員等の配置が何人か、どこにという話でございますが、これについて、国から説明を受けていません。

対応機材の海外の対応率でございますが、こちらも説明を受けてはございませんが、国の資料によりますと、海外機における対応の割合は不明といったところでございます。

#### ○のだて委員

区が実施主体ではないので、いろいろ分からないところはあると思いますが、必要な情報についてはしっかり取っていただいて、区でも羽田新ルートの問題にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

基準緩和のところの安全性は全てに優先されるということでしたので、そういったところも区として、安全性がしっかり担保されるように、国に求めていただきたいと思います。

その中で、今回、品川区が申入れを行ったということで、今回申入れを出した理由を伺いたいと思います。結果として、方式はRNP-AR方式というのが示されが、まだ実施はしないということだったわけですが、そうした中で申入れを出したところを伺いたいのと、申入れした中では、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施を強く申し入れるということで求めているわけですが、区の求める具体的な方策というのは何なのか、伺いたいと思います。

#### ○高梨都市計画課長

今回、申入れに至った経緯というか、理由についてでございますけれども、第6回検討会におきましては、適用できる飛行方式がRNP-AR方式ということで、まず、適用できるものがなくなったという状況ではないということは、一定よかったかなと思っているところではございますが、現在まで区は機会を捉えて、この検討会において、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施について、繰り返し求めてきたところでございます。

今回の検討会でも当然、方策の提示とその実施を期待していたところでございますが、第6回の検討会では、それが示されなかったというところでございます。それを受けまして、区としては、今まで度

重なる要望や要請の結果が示されなかったことを重く受け止めまして、看過できないという一定強い言葉で国に届けたところでございます。

申入れ書の中で記載をしてございます、区民負担軽減につながる具体的な方策でございますけれども、これは、これまでも区が求めてきましたが、その内容については国の責任においてしっかりと検討し、それが提示されるものでございますけれども、全区民アンケートでも明らかになってございますが、その中では、騒音の影響が多く見受けられるといったところにつきまして、その影響を軽減する、そういった負担を軽減するような方策を国の責任においてしっかりと検討され、それが早期に示されるということを区として改めて求めるというところで、この旨の記載をさせていただきました。

#### ○のだて委員

今回、区の求めていたものが示されなかったということで、申入れをしたということですが、そうすると、今回、RNP-AR方式が示されて、C滑走路は円弧を描いて進入するというものだと思うのですが、それが示されたわけですが、それでは不十分だということではよいのか、その確認をさせていただきたいのと、実際この検討会の議事概要の中でも、先ほども説明がありましたけれども、飛行機機材が対応しているのが75%程度だということですか、対応準備が完了する時期を現時点で見通すことは困難だという発言、また、訓練はシミュレーターで行うため、実施可能回数に限りがあり、訓練には3年程度を要すると見込んでいるという発言もありました。そうすると、結局これは、実施していく間も3年程度かかると。その間は今の運航が実施をされ続けてしまうということになってしまうと思うのですが、区の認識を伺いたいと思います。

#### ○高梨都市計画課長

まず、今回示された方式では不十分と考えているかという最初のご質問でございますけれども、繰り返しの答弁になりますが、区はこれまで、具体的な方策の提示とその実施を求めてきたところでございます。今回は、可能性のある方式は提示されたものの、その実現には課題がある。委員からもご案内があった等々の課題があるということで、直ちにその方策の導入には至っていないということや、区としては具体的な方策の提示がなされていないというところで、今回の申入れをさせていただいたところでございます。

また、時間がかかる等々の課題に対する区の認識についてですが、こちらについても、具体的な課題の解決等々は、国の責任においてしっかりと進められると考えてございますが、区としては、具体的な方策の提示とその早期の実施を求めている立場でございますので、今後も機会を捉えて求めていく考えでございます。

#### ○のだて委員

区がこうした申入れをしたというのは、区民の皆さんからの要望、区民アンケートでも示された声があって、こうした申入れをしたということだと思うのです。実際問題として検討会は、実施するとしても、3年程度かかると。これは多分、発言しているのは航空会社の人ではないかと思うのですが、そうした実態があるという中で、この検討会の方向で進んでいけば、3年待たなければいけない、それだけ我慢しなければいけないということになってしまうと思うのです。それでいいのかというところを伺いたいのと、この検討会が促進していても、回避ができないということが明らかになったのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それと併せて、今回示されたのが、結局C滑走路が、大きく旋回をして入っていくルートだと。A滑走路はそのままだというものだと思うのです。そうすると、区内の大きな駅、目黒ですとか五反田、大

崎、大井町の上空をそのまま通ってくるという提案なわけです。それを固定化することになると思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○高梨都市計画課長

議事概要による、3年程度かかるといったところについては、区としては、確かに議事概要ではそのような記載がございますけれども、3年は我慢するといったところで考えてはございません。申入れでも求めたとおり、国はしっかりと地元の声を重く受け止めていただき、また1年以内に検討会を開催するという事も会議の中で発言があったと聞いてございますので、しっかりと検討を進めて、一刻も早く、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施について、機会を捉えて今後も申し入れてまいりたいと考えているところでございます。

検討会でルートの固定化が回避できないのが明らかかどうかといった最後の質問についてでございますけれども、この検討会において、具体的なルートの提示、どこを通るのかといったところは、資料でもございませんし、なされていないと聞いてございます。

今回、課題が幾つかありながらも、一つの方式が認められたところでございますけれども、この方式を用いるとどういったルートになるのかというような一歩進んだ検討も含めて、国により鋭意検討を進めてほしい、国に行ってもらいたいと区としては考えてございます。

#### ○のだて委員

実際通る場所はまだ示されていないというお話ですが、A滑走路が既存のままだということは、資料にも示されているわけです。資料1の12ページの一番下のところで、既存の進入方式と、今回のC滑走路の方式だということですから、A滑走路については固定化されてしまうということだと思います。

そう考えると、固定化回避検討会の路線でそのまま進んでいっても、品川区の上空を飛行するという事は変えられないと。今の滑走路の使い方を前提にしているそれを変えていかなければ、つまり海上ルートにしていくということです。そうしたことが、根本的に解決をしていくということになると思いますが、いかがでしょうか。

#### ○高梨都市計画課長

国から具体的なルート案について示されていない、区としても聞いているところではございません。区としましては、A滑走路だからいいとか、C滑走路だけでもというような各論ではなく、区民の皆様が被っている区民負担を軽減する方策について、国としてしっかりと検討して、それが示され、実施されることを求めていく考えでございます。

#### ○のだて委員

区としては各論ではなくというお話ですが、検討会の現状を見ますと、実際出された案も、実施するには3年程度かかるということと、A滑走路はそのままだということですので、区民の願いである、品川区の上空を飛んでほしくないということを実現するには、滑走路の使い方を変更していくと。この羽田新ルートに、区としてもそれを求め、反対をしていただきたいと。これは要望しておきたいと思えます。

#### ○中塚委員

羽田新ルートについては、計画発表から今日まで区議会でも様々議論されてきました。ただ、改めて区長の名前で申入れが行われたということですので、現時点での区の立場を含めて、いろいろ伺いたいと思えます。

まず、少しご説明いただきたいのが、昨年12月24日に検討会があって、25日に申入れを行っ

たということで、提出者は堀越副区長ということですから、時系列も含めて、どういう内部的な検討、また区長からの指示があって、この申入れに至ったのかという経過を伺いたいと思います。

随分スピーディーだなというのが率直な第一印象なのですが、そうは言っても24日の17時に終わった会議で、次の日の堀越副区長が何時に渡したのか、よく分からないのと、それがメールなのか現地なのかもよく分からないのですけれども、いずれにしても、1日といいますか、事実上、昼間で言えば半日といいますか、その経過について、スピーディーであることは結構なことだと思っておりますけれども、その説明がなかったので、ご説明いただけたらと思います。

#### ○高梨都市計画課長

まず、時系列についてでございますけれども、国により、検討会が開催されるという旨のプレスリリースがなされたのが12月20日になります。区としてもこの時点で、20日に第6回検討会の開催について示されると把握しまして、全区民の皆さんに、開催の状況について情報提供させていただいたところでございます。

その後、検討会は24日の夕方でございますけれども、開催をされまして、開催後の18時頃だったと記憶をしておりますけれども、国により資料が公表されました。と同時に区宛てにも、国から検討会の資料ならびに、検討会で出された議事の大きな内容につきまして、メールにて情報提供を受けたところでございます。

これを受けまして、区として、検討会が開催されることは20日の段階で把握をしておりますので、その資料の公表を待っていたところでございますけれども、内容を把握させていただいて、その内容を踏まえて、申入れをする必要があろうということで決心をいたしまして、翌25日、これは時間にいたしまして、夕刻16時30分でございますけれども、堀越副区長が国土交通省に直接赴きまして、相手先の部長宛てに直接申入れ書を提出させていただいたと。このような時系列でございます。

24日の検討会の開催後と25日の申出の終了後にも、区民の皆さん宛てには、メールになりますけれども、事実関係についてご報告をさせていただいたところでございます。

#### ○中塚委員

時系列にご説明いただきまして、ありがとうございます。あらかじめ検討会の日に構えていて、終了とともに資料を見て、申入れの決断をしたということだと思います。

その際、区長からはどういう趣旨の指示があったのか、申入れ書に書かれているとおりに書かれているとおりのものかもしれませんが、区としての立場を従来から求めていたけれども、2年以上開かれていなくて、今回も特に結論めいたものが示されていないので、具体的な方策の提示と実施を求める、書いてあるとおりのものかもしれませんが、区長からはどういう趣旨の指示があったのか、その内容も確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

いずれにしても、先ほどの質疑の中でも、品川区としては、固定化回避検討会での方策の提示と実施に期待しているという立場だということだと思います。A・C滑走路が前提である限り、着陸手前の品川区は必ず通るものだと思いますので、固定化回避検討会は単なる時間稼ぎ、既成事実を重ねているだけ、区民にとっては耐え難い騒音と、墜落も含めた危険性にさらされているだけのもので、固定化回避検討会に全く期待できるものではないと私自身は思っております。

区は、技術面にしろルート面にしろ方策にしろ、国が考えることなのだというのが従来のご説明ですが、もう1点伺いたいのは、先ほど具体的な方策、区民負担の軽減の質疑の中で、騒音の軽減を検討してほしいというご説明がありました。申入れ書にある区民負担軽減につながる具体的な方策の提

示とその実施ということですが、負担の軽減というのは騒音の軽減だけを指しているものなのか、そこをご説明いただけたらと思います。

#### ○高梨都市計画課長

最初に、申入れ書の提出に関わって区長からの指示といったところでございますけれども、恐れ入ります、委員からのご案内ありましたが、区長からの思い、指示につきましては、申入れ書に盛り込みをさせていただいてございまして、この間2年以上、第5回から間が空いて、今回は具体的な方策が示されるのかどうかといったところが一番のポイント、注目点であったところでございますが、結果としてそれが示されなかったことにつきましては、見過ごすことができない、看過できないといったところを、区長の思いとともに文章とさせていただいたところでございます。

また、文言につきましても、今までの要望書とは違い、申入れ書という形に、一段強い意思表示というところで、区としては区長の思いとともに提出をさせていただいたというところでございます。

2点目の、具体的な方策について騒音のみかといったところでございますが、区としては、検討会は区としてやっているものではございませんので、しっかりと国の責任において、検討会によって区民負担軽減につながる具体的な方策を考えていただきたいという態度には変わりはありませんけれども、当然その区民負担の中では、騒音だけではなくて、落下物の危険であるとか、アンケートで明らかになったそのほかの区民の方々が懸念されている負担につきまして、払拭するように、国に対しては求めてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○中塚委員

区の立場としては、2年以上待たされて、特に示されるものがないから、行政的にも強い言葉である「看過できない」という言葉を使い、強い意志での申入れというご説明がありました。

しかし、後半の区民負担の軽減について、騒音もあるのだと、落下物もあるのだと、区民の不安の払拭に努めていただきたいということですが、率直に言えば区の立場が不明確ではないかという気持ちでおります。結局、区の立場がどこにあるのかというところの曖昧さから、ある意味、国もだらだらと引きずっている。私の言葉で言えば、ごまかしている状況も起きているのではないかと思うのです。

今、騒音についてと、落下物についてと答弁がありましたけれども、これを取り除くにはどうしたらいいかと具体的な方策について聞くと、それは国で考えることだというのが従来の区の立場だと思いません。現時点でも、先ほど課長もおっしゃった騒音の軽減、落下物の危険の払拭という対策は、国が考えることなのだという立場なのか、確認させてください。

私はいずれにしても、これまでも述べてきたとおり、従来の海上ルートへの変更以外に解決策はないと思いますが、この点もいかがでしょうか。

#### ○高梨都市計画課長

国も、今回示された方式の課題、その解決に向けての今後の取組について、海上ルートも含めた検討、海外事例等も勘案した上での検討を継続していくと記載をしております。

区としましては、具体的にこの方式でという提示をする立場ではないと考えてございますので、しっかりと国の専門的な、技術的な検討もあろうと思っておりますので、国の責任において、検討会において、区民負担軽減につながる方策の検討をしっかりと行っていただいて、早期にその方策の提示を行い、実施に移していただきたい、このような立場でございます。

#### ○中塚委員

過去の議事録を見ても、こういう絶妙な答弁をいつも耳にするのですけれども、区としてはこの方式

で行っていただきたい、別の言い方をすれば、このルートで行っていただきたいという立場にはないということだと思いますが、それでは、騒音や落下物の負担軽減は実現できないと私は思います。でも区としては、区民負担の軽減を求める立場だと。

これは、品川区の上空を静かに安全に飛んでくれという立場の表明にしか私は受け止められないのです。いや、そうではないのだと、従来の海上ルートへの変更を求めるのだという立場を表明されないわけですから、結局、事故なく、できるだけ静かに、結果的に品川の上を飛ぶことを容認することを表明するものだと、この申入れ書からも、今の説明を聞いて私は受け止めるのですが、いかがでしょうかということです。

確かに、航空機がどこの地域をどう飛ぶかというのは、一自治体が口を出すべきではないという意見も、そういう首長の主張もあるのかなと思いますけれども、私は区民の暮らしや生命、財産に責任を負う自治体の長であるならば、危険を取り除く、従来の海上ルートに戻してほしいと言うべき立場が品川区長に求められるのだということは、この間も述べてきたし、今でもそう思っております。従来の海上ルートに戻ってくれということがなぜ言えないのか、最後に改めてご答弁いただきたいと思います。

#### ○高梨都市計画課長

区といたしましては、品川区の上空を飛ぶことを容認しているという態度ではございません。アンケートから明らかになったとおり、多くの区民の方が、特に直下に住む区民の方々が負担に感じ、その中でも騒音の影響を多くの方が受けているといった結果が示されているところでございます。

具体的な会議の技術的な内容について、区から申し上げることはできませんけれども、国において一刻も早く負担軽減の方策がなされるように、まず区としましては、区民の声をしっかりと国に対して届ける。そこが品川区として一番大事なところではないかと考え、それに従った態度で今回の申入れも行っていきますし、今までも国に対して声を届けてまいったところでございます。

#### ○中塚委員

こういう場では、品川区としての立場は、品川区の上空を飛ぶことを容認するものではないとおっしゃるのです。ただ、区長名で国土交通大臣宛てに、この間というか、発表があつてから、あと実際飛んでから、様々な節目を捉えて、濱野区長も森澤区長もいろいろな形で文書を提出してきましたけれども、その中で一度でも、品川区の上空を飛ぶことを容認する立場ではございませんという文書があつたかということ、私の認識ではないのです。品川区として国に対して、区長名で意見を上げた際に、品川区の上空を飛ぶことを容認するものではありませんという文章や趣旨を一度でも国に伝えた、届けたことがあつたか、確認させていただきたいと思います。

少なくとも区民の声を受け止め、こういう議会の場ではそう表明するのであれば、現行計画を容認するものではないということは明確に伝えていく必要があるし、最も地上を低く飛ぶのが品川区ですから、区の立場で、固定化回避検討会が2年間もだらだらとやっているかのようになんべんだらりと、国の対応は本当にひどいと思いますけれども、少しでもぴりっとするような環境にもつながってくるのかなど。期待はしていないけれども、そのぐらいの環境もあるのかなと思います。質問としては、一度でも容認する立場ではないということ国に伝えたことがあるのか、これで最後にしますけれども、最後にこっだけ確認させていただきたいと思います。

#### ○高梨都市計画課長

今、委員ご案内の文面で、これまで要望という形で国に文書で届けたことはございません。しかしながら、区としましては、具体的にどこを飛ぶかといったところにつきましては、地元自治体である品川

区民の声をしっかりと重く受け止めていただいて、国の責任において検討されるべきと考えているところでございます。

#### ○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(2) 令和7年2月都営住宅入居者募集について

#### ○塚本委員長

次に、(2)令和7年2月都営住宅入居者募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○川原住宅課長

それでは、私からは、令和7年2月都営住宅入居者募集についてご報告をさせていただきます。恐れ入ります、資料をご覧ください。

1、募集内容でございますが、家族向け、単身者向け、居室内で病死などがあつた住宅の募集となります。

2、申込用紙の配布期間でございますが、令和7年2月3日から12日まで、配布場所については、住宅課の窓口をはじめ、記載の各施設でございます。

3、広報の掲載につきましては、2月1日号の広報しながわ、および2月1日号の広報東京都のほか、区のホームページに同日に掲載の予定でございます。

4、東京都からのプレス発表につきましては、1月22日水曜日を予定してございます。

最後に、募集の冊子につきましては、募集開始の2月3日になりましたら、区議会事務局を通じまして、委員の皆様へ配付をさせていただきます。

#### ○塚本委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いします。

#### ○のだて委員

いつも伺っておりますが、直近の募集戸数と応募倍率を伺いたいと思います。この間、委員会でも、最初から資料に書くべきだという話もありましたけれども、書かないことにしたという話もありましたが、改めて検討いただいて、載せるようにしていただきたいと思います。

それと、都営住宅の関係で、今、都営住宅で古いところだと、エアコンとか給湯器がついていないところがあると伺ったのですけれども、そのことが分かれば伺いたいのと、設置に当たって幾らぐらいかかるのかということも、分かれば伺いたいと思います。

#### ○川原住宅課長

何点か質問をいただきました。順番にお答えをさせていただきます。

まず1点目、募集戸数と倍率についてでございます。

こちらの都営住宅につきましては、私ども区の職員も都のホームページ等から情報を入手している状況でございます。まず家族向けポイント方式については、前回は令和6年8月になるのですけれども、これに関しては、倍率上はまだ掲載がございまして、令和7年2月の募集開始時なので、あとはプレスの発表日以降に掲載予定ということでございます。

参考までに、前回、その前の令和6年2月の家族向けポイント方式については、都全体の平均倍率

は5.2倍、品川区は4戸、119名応募、倍率は29.8倍ということでした。

次に、単身者向けの募集でございます。こちらは都全体の倍率についてでございますが、平均倍率は28.9倍です。品川区はこの時点では1戸の募集のみでございましたので、134名応募に対して、倍率は134倍でございました。

次に、シルバーピアでございます。こちらは、令和6年8月の募集時の全体の79戸募集に対して、都全体では2,408人の応募、倍率は30.5倍、こちらは都全体の倍率のみでの掲載でございます。

最後に、単身者向けの車椅子の利用者向けの住戸でございます。こちらでも都全体の倍率のみでの記載でございます。令和6年8月の倍率は4.8倍ということになってございます。

戸数と倍率については以上でございます。

次に、都営住宅のエアコンと給湯器がないところがあるというところにつきましては、申し訳ございません、区では都の詳細の設置状況についてまで把握はしてございませんので、それに伴いまして、費用等も不明でございます。

資料の記載につきましては、前回の区営住宅同様、今までの過去の資料での掲載はございますというところで、口頭でのご回答とさせていただきます。

#### ○のだて委員

資料への記載はぜひ、もう発表されているものですから、載せるように進めていただきたいと思います。

それと、都営住宅の状況は把握されていないということだったのですけれども、そういうお話を聞いておまして、この間、風呂釜などは設置をされるようになったと思うのですけれども、エアコンや給湯器がついていない、自分でつけなければいけないという話を聞きまして、今、民間の普通のアパートでも、大体エアコン・給湯器というのはついているものですので、それが公営住宅でついていなくて、自分で持ち出しになってしまうというのは、改善が必要なのではないかと思います。

実際、都営住宅に入居できる方というのは、低所得とか、困窮している方なわけなので、入居要配慮者とか、そういうことになると思いますので、そうした方への支援を強めていくことが必要だと思うのですが、区としてもエアコンとか給湯器設置に向けて、支援を東京都に求めていただきたいと思います。

それと、区営住宅ではどうなっているのかなというのも思いまして、区営住宅でのエアコンとか給湯器設置がされていないところ、それに対する支援というのがあるのかも含めて伺いたいと思います。

#### ○川原住宅課長

まず、都営住宅への困窮者、要配慮者の入居に伴って、そういった対策・対応、エアコンや給湯器の設置を都に求めてというところから回答させていただきます。

状況の把握についても、なかなか都からの情報提供がない状況でございますので、そういった情報の周知があった際には、再度内容をしっかりと確認してまいりたいと考えてございます。

続きまして、区営住宅についてのエアコンの設置、あと給湯器の設置状況でございます。

私どもで把握している限りですと、給湯器がないというところは聞いてはございません。設置はしているところでございます。そして、エアコンにつきましては、もともと区で設置をしたものであるとか、都営住宅のものを移管してきたもの、それぞれございますが、どの住居に関しましても、1部屋分のエアコンのコンセントは確保してあるところでございます。

#### ○のだて委員

最後、すみません、エアコンのところがよく聞き取れなかったのですけれども、1部屋分のコンセントはあるという話だったのですか。だから、エアコン自体はないということなのですか。もう一回お願いします。

#### ○川原住宅課長

委員のおっしゃるとおりでございます。エアコンそのものの設置というところは、公営住宅に関しては設置はございません。そういった設置も含めて、ご自身で設置いただく必要はあるのですけれども、低廉化家賃使用料というところでは、価格を下げたご提供というところでございます。

区営住宅に関しては、1部屋分のコンセントの用意というところはできている状況でございます。

#### ○のだて委員

給湯器がないところはないということだったので、それはよかったと思うのですけれども、エアコンはないというところのようですので、今、気候変動、気候危機の問題でも、エアコンがないと暮らしていけない状況になってきていると思いますので、そこは設置をするようにしていただきたいと。区が設置するようになるべきだと思うのですけれども、ぜひそれを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○川原住宅課長

先ほどのご質問のエアコンのコンセントの設置状況につきましては、少なくとも古い住居に関しては1部屋のコンセントの確保というところで、そのほか、建設の年度によって異なるところもあるかと思えます。その辺りは再度、確認をさせていただきたいとは思いますが、次のご質問になりますエアコンの設置についてのご意見でございます。まずは、どうしても老朽化している住宅だと、構造上、全戸にエアコンのコンセントがつけられるかといったところの根本的な、構造的な問題から入って、協議をしていく必要があると考えてございます。

ご意見をいただいているものについては真摯に受け止めて、協議というか、検証は必要であると区は考えております。

#### ○のだて委員

構造上の問題というのは、配管が通らないとか、そういうことなのですか。今、もし課題が具体的にあれば、伺いたいと思います。

今、生活保護を受けていれば、転居時にはエアコンがつけられると思うのですけれども、受けていない人も含めて、エアコンというのは普通にアパートでもあるものですから、区営住宅へもぜひつけていただきたい。新しいところは多分ついていると思うのです。なので、古いところもぜひ設置できるように、課題を改善していただいて、していただきたいと思いますが、最初のところのご答弁をお願いします。

#### ○川原住宅課長

課題の具体的な要素というところでございますが、技術的な、構造的な詳しい問題のところは、すみません、詳細までは分かりかねてしまうのですけれども、一つの課題として申し上げられるところだと、エアコンを、例えば3DKで3個あるときに全部つけてしまうと、全体の住居、一つの建物に対する電気の容量がどうかといったところの問題もあると伺っているところです。

#### ○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(3) 東海旅客鉄道（株）に対する目黒川で発生した気泡への対応要請について

**○塚本委員長**

次に、(3)東海旅客鉄道（株）に対する目黒川で発生した気泡への対応要請についてを議題に供します。  
本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○大石まちづくり立体化担当課長**

私からは、東海旅客鉄道株式会社に対する目黒川で発生した気泡への対応要請についてをご報告いたします。資料はA4判をご覧ください。

令和6年8月に目黒川の三嶽橋下流付近にて発生が確認された気泡につきましては、リニア中央新幹線第一首都圏トンネル（北品川工区）のシールド掘進位置の近傍が発生地点となっていることなどから、区民より不安や懸念の声が区に寄せられていたところでございます。区ではこのような状況を踏まえ、東海旅客鉄道に対し、目黒川で発生した気泡への対応について、令和6年12月19日付で要請を実施したところでございます。本要請に対しまして、東海旅客鉄道より令和6年12月27日付で回答があったものであり、これらの内容について本委員会に報告するものでございます。

1、これまでの経緯でございます。

令和3年1月に区は、令和2年に東京外かく環状道路のトンネル工事で発生した陥没事故を受け、東海旅客鉄道が同様の工法での施工を計画していることを踏まえ、施工に当たっては安全性を検証し、同様の事象が起これぬよう、適切な処置を講じた上で着手するよう要請したところでございます。その後、令和3年10月から、東海旅客鉄道により調査掘進が開始されたところでございます。

令和6年8月に、目黒川の三嶽橋下流付近、シールド掘進位置の近傍にて気泡の発生が確認され、その後、令和6年11月4日に調査掘進が完了したところでございます。調査掘進の完了を受け、区では11月11日付で、今後予定している本格的な掘進では地上に影響が生じないよう、安全な施工の実施と、区民の安心が確保されるよう、より一層丁寧に対応するとともに、工事に関する情報の適時適切な発信を要請したところでございます。

令和6年12月には東海旅客鉄道により、調査掘進での確認結果に関する説明会が開催されました。区では、説明会において工事に対する不安の声が多く上がっていたことや、目黒川で気泡の発生が確認されて以降、事象に対する区民からの不安の声が寄せられていたことを踏まえ、12月19日付で、目黒川に発生した気泡への対応について要請を実施したところでございます。本要請に対しまして、12月27日付で東海旅客鉄道より回答があったところでございます。

次に、2、令和6年12月発出の要請および回答の内容でございます。恐れ入りますが、別紙1をご覧ください。こちらは、区から東海旅客鉄道に対する要請書となります。

要請の内容といたしましては、区民からの気泡への不安や懸念の声、工事に対する不安の声を真摯に受け止め、原因究明を行うとともに、区民への丁寧な説明と適切な措置を講じることであります。

次に、別紙2をご覧ください。こちらは、東海旅客鉄道より区に対する回答でございます。こちらは区ホームページに掲載しているものとなりますが、内容につきましては、回答書のままでございます。

回答の内容といたしましては、計画路線周辺にお住まいの皆様の声を真摯に受け止めている。今後も目黒川の泡の状況等を引き続き注視するほか、地表面の状況を確認するとしています。また、調査の追加も検討するとしています。これらの取組については、オープンハウス型説明会等の説明の場を設けるなど、計画路線周辺にお住まいの皆様にご安心いただけるよう努めていくとしております。

恐れ入りますが、説明資料にお戻りください。最後に3、その他でございます。

区では、これまでの取組といたしまして、ご説明した要請内容や、東海旅客鉄道がホームページで公開している進捗状況や説明会資料へのリンクなどを区のホームページに掲載しているところでございます。

#### ○塚本委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いします。

#### ○中塚委員

目黒川にて発生した気泡への対応についてということで、12月19日付、部長名で要請書が提出されました。まず率直に伺いたいの、区長名でなく部長名なのはなぜなのかというところを伺いたいと思いましたが、こういうこともあるのだなと感じたのですけれども、その理由をご説明いただきたいと思えます。

対応についての文書ですけれども、区民の声を受け止め、気泡についての原因究明を行うことというのですが、区としての認識ですけれども、12月19日時点で、目黒川で発生した気泡の原因が究明されていない、明らかにされていないと。そういう認識の下で原因究明を求めたということによいのか、要請書の中身について、区の認識も併せて伺いたいと思えます。

#### ○大石まちづくり立体化担当課長

まず、1点目でございます。要請書の発出者が部長名ということで、なぜ区長ではないのかというところでございますが、こちらにつきましては、大深度地下法を適用しているところでございますけれども、地上の利用ということで、一定、道路だとか公園、河川といったところでございますので、そういった管理者の立場からとして、防災まちづくり部長名。今までも防災まちづくり部長名で発出しているところでございます。

質問の2点目でございますが、原因究明の区としての認識はということで、区として原因究明されていないという認識なのかというところでございますが、これまでも説明会におきましては、気泡の発生とシールド掘進に明確な関係性は見られないというJR東海の説明があったとおりでございまして、区といたしましては、今回要請書発出に至りましたのは、区民の不安の声が区にも届いていたこと、そのような状況を踏まえ、あと説明会での状況等を踏まえまして、区としてしっかりと改めて原因究明を求めたところでございます。

#### ○中塚委員

まず、部長名だというのは、管理者の立場からということですが、そういうこともあるのかなとも思うのですが、一方で、区民の不安の声が多く上がっていることを受けての対応ということであれば、なぜ区長名にしなかったのかというところが、どうもまだ深く理解できないというのが率直なところです。もう少しご説明いただけたらと思えます。

それと、原因究明のところですが、区民の声を受けてということですが、私が伺ったのは、令和6年12月19日に部長名で提出を行ったのですが、このときの認識としては、区としても気泡の原因が明らかにされていないと認識する立場から、対応を求めたということなのか。JR東海は関係性を認めていないわけですが、区としては、気泡の原因が明らかにされていないという立場からの対応についてという文書なのか、そこは明確にしていきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○大石まちづくり立体化担当課長

質問の1点目でございますが、区長名ではない、なぜ部長名なのかというところでございますけれども、先ほどと同じになってしまうのですが、まず管理者として、しっかりと地上に影響が生じないようにというところで、令和3年1月に最初に出したのですけれども、そちらから部長名という形になってございます。

区といたしましては、区長名、部長名問わず、区としてしっかりと発信することが大事と考えておりますので、区長ではなくても、文書の重みとしては一緒だと考えているところでございます。

また、原因究明されていないという区の認識なのかというところでございますけれども、先ほどと繰り返しになりますが、JR東海からは、泡の発生とシールド掘進の明確な関係性は見られないというところございましたが、区といたしましては、はっきりと原因究明されていないということも区民から声が上がっているところでございましたので、そういった声を受けて、改めて原因究明を区として求めたところでございます。

#### ○中塚委員

区長と部長のことは、いずれにしても重いものだという説明があつて、そのとおりでと思います。

後半の原因究明のところなのですけれども、区民の声を受けてということで、区民の声を受けて行政が動くことは、とても大切な行政の役割だと思います。私が伺ったのは、区の立場として、リニアの工事と気泡の関係性について、原因が明らかになっていないという立場を表明されない。2回聞きましたけれども、2回にわたって表明されない。特段の理由がどこにあるのかなと思うのです。普通に読んだら、区としては原因が究明されていないから、相手に原因究明を求めると私は考えるのですけれども、原因究明がされていないという立場や認識を表明されない理由は何なのか、伺いたいと思います。

原因究明ということなのですけれども、リニアの工事と気泡の関係性を明らかにしてほしいという趣旨でよいのですよね。そこも併せて伺いたいと思います。

#### ○大石まちづくり立体化担当課長

原因究明について、区としてどういう認識かというところなのですけれども、原因究明につきましては、先ほど申したとおり、JR東海は泡とシールド掘進の関係性が見られないというところで、一旦、区としても受け止めているところではございますが、そちらに関しまして、区民の声は、はっきり原因が分からないではないか、また説明会でも質問の中でもかなり多くの質問が出ていたというところを踏まえまして、区といたしまして、原因がはっきりしないというところは一つあるとは思っておりますが、そういった認識でございます。

あと、因果関係をしっかりと求めるというところでございますけれども、原因が一定究明されれば、因果関係も明らかになってくるのかなという認識でございます。

#### ○中塚委員

区民の声も受けて、区としても原因ははっきりしていないということで、リニアの工事と気泡の関係性について原因究明をしてほしいということだと思います。

だとすると、別紙2の区の対応についての回答が今日の資料に寄せられているわけですが、伺いたいのは、リニアの工事と気泡の関係性について、JR東海は何と回答したのか。そちらは全くゼロ回答だと思うのですけれども、区はこの回答で納得しているのか。私は全くのゼロ回答だと思うのですけれども、そこについてもご説明いただきたいと思います。

#### ○大石まちづくり立体化担当課長

原因究明を区として文書で求めたものに対して、JR東海からの回答がゼロではないかというところ

でございますけれども、J R東海は今後も目黒川の状況等を引き続き注視するほか、巡回監視や水準測量等により地表面の状況を確認し、調査の追加も検討していくとしているところでございます。

区といたしましては、回答内容にございます調査の追加の検討につきましては、先日の説明会等でも今回、話のなかったものでございまして、一定前向きな回答として受け止めているところでございます。

区は納得しているのかというところでございますが、先ほど申したとおり、調査の追加というところもございまして、まずはその状況、対応をしっかりと注視していきたいと考えてございます。

#### ○中塚委員

原因究明を求める区に対する対応で、引き続き注視をする。それはそうです。引き続き注視するのはそのとおりだと思うのですが、調査の追加も検討するというので、今後の対応を注視していきたいという説明でした。

私は区の対応を、そんなに手綱を緩めなくてもいいのではないかと思います。区としては、リニアの工事と気泡について、原因がはっきりしていないという認識で、こういう対応についてという文書を出されたわけです。向こうの回答が、追加の調査をしますからと。これで、少なくとも原因ははっきりしていないと私は思うのです。

改めて伺いますけれども、この回答で気泡の原因は明らかになったのか。私はなっていないと。引き続き区としては原因究明を求めていくという立場を表明すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○大石まちづくり立体化担当課長

繰り返しになりますが、調査の追加も検討するというので一定回答もいただいているところでございますので、区といたしましては、どのような調査がされるのか、その辺の報告を待って、その状況をしっかりと踏まえて今後の検討を考えていきたいと考えております。

#### ○中塚委員

それでは手ぬるいなというのが率直なところですね。少なくとも原因がはっきりしていないまま、工事が今進んでいると。様々な原因で止まったりとか、いろいろありながらも、リニア工事そのものは一応進んでいるわけです。

原因が明らかにならない下で、工事は進めるべきではないと。この区の立場を表明することが、説明会での区民の声や、この間、区議会にも寄せられている区民の不安の声を受け止める対応ではないかと私は思います。

最後に、気泡の原因が明らかにされていない以上、J R東海に対して、リニア工事そのものを一旦中止すべきだということを区は表明して、J R東海にも伝えるべきだと思いますが、最後にいかがでしょうか。

#### ○大石まちづくり立体化担当課長

今、委員からご指摘のありました中止だということは、J R東海にはご意見として伝えさせていただきたいところでございますが、リニア中央新幹線につきまして、J R東海が国土交通大臣から認可を受け、J R東海の責任の下で実施されている事業でございます。繰り返しになりますが、区といたしましては、調査の追加の検討、こちらの状況を踏まえまして、引き続きJ R東海の対応を注視してまいりたいと考えているところでございます。

#### ○のだて委員

この間の経過の説明があつて、区としては3回要請をしてきたという中で、今まではこうした回答と

いうのはなかったような気がするのですが、たしか委員会にも報告はなかったと思うのですが、もしあったらご説明いただきたいと思いますが、なぜ今回、回答があったのかというのを伺いたと思います。

あと、回答に対しての区の評価というのを聞こうと思ったのですが、今の答弁の中で、一定前向きな回答だったという評価なのかなと思いましたが、そこについて、さらに付け加えることがあれば伺いたと思いますけれども、今回のJR東海の回答を見ると、調査の追加も検討しているということですが、これがどんなものなのかというところを区で把握していれば、伺いたと思います。回数を増やしたりするのか、それとも別の調査を行うのかということも含めて伺います。

それと、説明の場も今後設ける予定だということですが、この説明の場というのは、今まで示されている、説明会でも示された内容のものと理解していいのでしょうか、伺います。

### ○大石まちづくり立体化担当課長

質問を4点いただいたところでございます。順次お答えさせていただきます。

まず1点目の、区としてこれまでに、今回を含めて3回要請しているところで、回答があったのかというところですが、1回目、2回目は、回答がなかったところでございます。

なぜ今回、回答があったのかというところで、質問の2点目でございますけれども、今回はJR東海からは、計画路線周辺にお住まいの皆様の声を真摯に受け止め、回答を提出したと聞いているところがございます。

あと、区の受け止めというところがございますけれども、先ほども申したとおり、説明会で説明がなされなかった調査の追加の検討というところが、一つ前向きな回答を引き出したというのが、一つ実績としてあるのかなと考えているところでございます。

質問の3点目でございますが、調査の追加とはどういったものかというところがございますけれども、こちらにつきましては、まだJR東海からは明確な回答はなくて、現在検討中と聞いているところがございます。

質問の4点目、説明の場を設けるとは、説明会でお話した内容かというところがございますが、区といたしましては、オープンハウス型説明会等、説明会で示されたところで、説明がなされるものと認識しているところでございます。

### ○のだて委員

区民の声を真摯に受け止めて回答したということであれば、ぜひさらに原因究明を進めていただきたいと。これをJR東海にも求めていただきたいと思えます。

実際、調査の追加については、まだ内容は検討段階だということですが、これまでリニアの因果関係という意味では、町田市では界面活性剤が含まれていたということなども含めて、因果関係を調査していると思うのですが、そうした調査もやっていくと、区としても求めていくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

それと、説明会の中でも、今回発生した気泡の中に、酸素濃度が4%だということが分かったわけですが、酸素が含まれているということは、川にたまった泥とかから発生したメタンガスとかのものではないのではないのかという声がありましたが、そうしたことも含めて検証していくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

あと、この間、調査してきた水質調査、気泡の成分調査は、JR東海が行ったと思えますが、全体の調査分析の結果を、ぜひ区としても出すように求めていただきたいと思えますし、区民にもぜひ公表し

ていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

#### ○大石まちづくり立体化担当課長

水質調査で、町田では界面活性剤が検出されたというところで、目黒川でもその辺りをしっかりとやるべきではなからうかというところがございますけれども、最終的には、事業者でございますJR東海が判断するものでございます。一つは、区といたしましては、適時適切な情報発信というものを11月の要請書でも求めているところがございますので、広い意味での情報発信というのは、区民の不安払拭につながるように、しっかりと引き続き求めていきたいと考えているところがございます。

2点目の調査結果の詳細というところがございますが、調査につきましては、事業者でございますJR東海が調査したものでございまして、区といたしましては、繰り返しになりますけれども、工事に関する情報の適時適切な情報発信を求めているところがございます。

#### ○のだて委員

区としても情報発信は求めているということですので、ぜひ実際に調査した結果というのを出すように求めていただきたいと思っております。そうすると、何を調査したのか、何をしていないのかということが分かりますので、出すように、区としても求めていただきたいと思っております。

あと、答弁がありませんでしたけれども、酸素が含まれているということは、泥などから発生したメタンガスではないということも指摘がされておりますので、そうしたことも含めて、JR東海に検証するよう求めていただきたいと思っております。実際、区としても今、原因究明されていないという認識だといったお話だったと思っておりますので、引き続き、リニアと気泡の関係、原因究明を求めていただきたいと思っております。その原因が分かるまでは、リニア新幹線工事を中止すべきだということも、ぜひ一緒に求めていただければと思っております。

#### ○えのした副委員長

昨年の建設委員会でご報告のありました令和6年12月17日、リニア中央新幹線の工事に関わる説明会は、私も出席をさせていただきました。冒頭から大変強い思いがある方がいらして、区民の方の声ということで、不安からとも感じることを受け止めました。そこで12月29日、迅速に区からの要請書ということで、部長名で申入れをしていただいたご対応に感謝を申し上げます。

そこから約1か月たっておりますけれども、区として目視なり、現状、その辺の地域の方のお声があったとか、そちらをお聞かせ願えますでしょうか。

#### ○大石まちづくり立体化担当課長

目黒川の泡の状況でございます。あとは区民からのお問合せ等々ございますけれども、泡の状況といたしましては、本日午前中に現場を確認したところ、少し雨が降っていたというところもあるのかもしれないのですが、泡の発生自体は確認できなかったというところがございます。また、区民からの問合せにつきましても、区では一切受けておりません。1件もないというところがございます。

#### ○えのした副委員長

本日もご対応いただいたということで、また引き続き、雨ではない天気の日も、気泡が小さくなったのか、出てこないのか、目視で地域の安全、区民の方の安心・安全のためにご対応いただければと思っております。

#### ○のだて委員

説明の場というところなのですけれども、説明会で説明したとおりの、順次進捗によってオープンハウス型説明会をやっていくというお話でしたので、説明会でもあったと思うのですけれども、さらに細

かく、教室型説明会もやってほしいという声も出ておりますので、そうしたこともJR東海に区として求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

#### ○大石まちづくり立体化担当課長

オープンハウス型説明会というところでございますけれども、JR東海からは、本掘進の開始前や掘進時期に合わせて、順次オープンハウス型説明会を開催予定と聞いてございます。

#### ○のだて委員

そこをぜひ、町域ごとに教室型説明会をとということで、陳情なども区議会にも出ているわけですし、さらに説明の場を充実させていくという立場で区としても対応していただきたいと思います。

#### ○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

#### (4) 品川区水辺利活用推進計画（素案）に係るパブリックコメントの実施について

#### ○塚本委員長

次に、(4)品川区水辺利活用推進計画（素案）に係るパブリックコメントの実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○北原河川下水道課長

それでは、私からは、品川区水辺利活用推進計画（素案）に係るパブリックコメントの実施について報告させていただきます。まず、A4縦の説明資料をご覧ください。

本件は、令和6年7月2日の建設委員会にて報告させていただきました骨子案を基に、具体的な取組について検討を進めてきたものでございます。

区はこれまで、令和2年5月に策定した品川区水辺利活用ビジョンに基づきまして、水辺の安全性・快適性を支える様々な取組を行い、水辺の魅力向上に努めてまいりました。今後は、地元団体・企業等と連携した日常的・継続的な水辺の利活用や水辺とまちの回遊性をセットにした、にぎわいを創出するための仕組みの構築が求められています。

本計画では、ビジョンのより一層の推進を図るために、目標実現に向けた行動計画として、今後10年間の具体的な取組内容をまとめたものになります。計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間となります。

次に、A3横の概要版をご覧ください。

1、計画の概要、2、水辺を取り巻く品川区の現状、および3、品川区の水辺利活用の方向性については、骨子案から大きな変更はございません。取組方針として、水辺環境を支えるベースの取組と、水辺利活用に資する3つの取組方針を定めているところでございます。

次に、4、水辺利活用に向けた主な取組について説明いたします。

まず、ベースの取組と3つの取組方針から、10個の個別方針と22の施策を決め、今後10年間で実施する具体的な取組内容を示しました。ここでは、具体的取組内容の一部を抜粋しております。黄色く着色している内容が重点的な取組でして、ピンク色で着色している内容が、課を横断して連携が必要な重点的な取組となっております。なお、全ての取組内容につきましては、本編に詳細を記載してございますが、ここでは幾つかの取組を紹介いたします。

まず、ベースの取組に関するものとして、東京都や目黒区と連携の下、効果的な浚渫方法等の検討を行い、検討結果に基づく取組を実施し、水辺利活用を支える基盤となる取組として推進してまいります。

次に、取組方針1に関するものとして、東品川海上公園船着場を活動拠点とした非動力船の利用検証等を通じまして、日常的な船着場利活用の推進や、非動力船活動の定着化を図ってまいります。

次に、取組方針2に関するものとして、水辺のにぎわい創出に向けた橋梁ライトアップの新たな演出方法の検討を行ってまいります。また、観光クルーズ事業の実施と支援および民間事業者による定期舟運の支援を行い、河川と運河をつなぎ、水辺を回遊できる舟運の推進を図ってまいります。

最後に、取組方針3に関するものとして、水辺の魅力や水辺でのイベント等について情報発信の在り方を検討し、効果的なPRを実施してまいります。また、誰もが使いやすい水辺利活用の仕組み構築のため、運河沿いの護岸や水辺広場などの柔軟な利用について検討し、民間に協力してまいります。

次のページ、裏面をご覧ください。目標達成に向けた進め方についてですが、こちらについても骨子案から大きな変更はございません。

最初のフェーズ1では、区が主導で、地域団体や企業と連携しながら取組を推進し、フェーズ2、フェーズ3と取組を進める中で、地域主導の取組へ移行し、担い手を行政から地域に拡大してまいりたいと考えてございます。

また、次のリーディングプロジェクトというところですが、取組を進めるに当たっては、活動の多様性と地域の回遊性という2つの軸から、特性の異なる3つのタイプに分類いたしまして、それぞれのタイプごとにリーディングプロジェクトを設定し、対象エリアを決めて、官民連携、ハード・ソフトが一体となった取組を実施してまいります。

各エリアにおける将来展望のイメージは、資料の下段の部分をご確認ください。目標やブランドイメージ、将来の展望イメージを関係者間で共有しながら取組を進めてまいります。

次に、6、計画の評価・検証について説明します。

計画の評価・検証に当たりまして、フェーズ1では実務者レベルの意見交換会を区主導で実施し、進捗管理を行ってまいります。水辺利活用に関わる実務担当者がフラットな形で意見交換を行うことで、エリア間での取組の共有や連携を図ってまいります。フェーズ2以降では、実務レベルの意見交換会を発展させて民間主導で実施し、自主的な取組を促してまいります。

計画概要の説明は以上になります。恐れ入りますが、A4縦の資料にお戻り願います。

最後に、パブリックコメントの実施方法ですが、広報しながわ1月21日号に掲載の上、区ホームページにおいても計画の素案を掲載し、案内をいたします。実施期間についてですが、お手持ちの資料上は1月22日水曜日からとなっておりますが、この場で訂正させていただきます。1月21日火曜日から2月18日火曜日まででございます。資料の閲覧場所は、河川下水道課、区政資料コーナー、区ホームページとなります。意見の提出方法は、河川下水道課窓口への持参、区ホームページ、郵送、ファクスとなっております。

今後の予定ですが、パブリックコメントの内容も踏まえ、計画を見直しまして、3月に計画の策定・公表を予定してございます。

#### ○塚本委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

#### ○中塚委員

今日はパブリックコメントの実施の報告ということですがけれども、若干、素案について伺いたいと思

います。

今ご説明のあった資料に書いてあるとおり、この計画は、水を感じ、楽しみ、憩える水辺のにぎわいの創出を目標にとありますが、中身を見させていただきましたが、結局、再開発のグレード、魅力を向上させるものの計画だなと私は思いました。この計画は再開発のグレードを上げるためのものなのかと伺いたいと思います。

それと、初めの表1枚の資料に、今後はということで、地元団体・企業等と連携した云々とありますけれども、この地元団体・企業等に、例えば大崎エリアマネージメントや開発業者は入っているのかいないのか。2点伺いたいと思います。

#### ○北原河川下水道課長

1点目の、再開発のグレードを向上させる計画となっているのではないかというご質問についてでございます。そちらについては、骨子の段階でもご説明させていただいているところですが、本計画はあくまで水辺の魅力を向上させるために計画を立てているものでして、これによって開発が進んでいくという計画ではございません。ただ、再開発事業等の記載がございますのは、そういった機会も捉えながら、魅力的な水辺空間の創出につなげていくという趣旨でございまして、それには民間の力も必要と感じてございます。

地域と連携したというところで、どういった団体が含まれるのかというところでございますが、基本的には地元団体というところを想定してございまして、大崎エリアマネージメントにつきましては、ふれあい水辺広場等を管理していただいているところもございまして、連携していくのかなと考えてございます。

開発事業者が連携主体となるのかというところにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、こちらの計画が開発を進めるための計画ということではございませんので、基本的には、結果的にそういった事業が進むことによって水辺空間の創出につながっていくということになれば、より一層進むということで、機会がございましたら、我々としても意見を言うていくことはあるのかもしれませんが、基本的に、連携という趣旨のものではございません。

#### ○中塚委員

今ご説明あったとおり、再開発を進めるものではないけれども、結果的に再開発の魅力アップにつながると。そういうご説明でよいのか。随分、素直ではないなというのが私の印象なのですが、いずれにしても、今ご説明あったとおり、再開発に合わせて魅力をつくっていくのがこの計画だとご説明がありました。品川南、北品川、五反田、目黒川と、いずれも周辺再開発が進んでいる、また、これから進む計画が地域の中で議論されている。そんな再開発のグレードアップのために、なぜこんな計画が必要なのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

それと、今後、地元団体と言いながら、やはり大崎エリアマネージメントは入っているのです。開発の規模を思うと、いわゆる品川南、北品川周辺も、大崎エリアマネージメントと同様の組織が、再開発によって今後つくられていくでしょう。そことも連携していくでしょう。素直に、再開発の魅力アップのための計画だと。はい、そうですと。

例えば、P21ページの方針3、多様な主体を巻き込む、まちづくり計画との連携が新規で載っているわけですから、新たにこれから進む、また進むであろうというのは、今後事業認可が下りるであろう計画と連携していくということを素直にお認めになって、区民の賛否を問うぐらいの度量があってもいいのではないかと思いますけれども、一応、パブリックコメントの実施についてのあれですが、それぞ

れいかがでしょうか。

#### ○北原河川下水道課長

こちらが再開発のための計画ではないかという趣旨でございますが、先ほどもご説明したように、あくまで水辺の魅力を向上させるために様々な取組を進めていくということでございます、例えばライトアップの実施であったりとか、先ほどもご説明したように東品川海上公園での非動力船の活用促進であったりとか、あと、浚渫の効果的な取組であったりとか、様々なものを記載しているところでございます。

そういった意味で、あくまで地域の方々と一体的に進めていくと。そうすることによって、行政だけで行うよりも大きな効果が得られるという趣旨で、今回の計画の策定を進めているものでございまして、委員のご指摘のような趣旨では全くございませんので、そこについてはご理解いただきたいと思っております。

#### ○中塚委員

全く違うというのは、全く違うと思っております。どう見ても、まちづくり計画との連携が新規に書いてあるのですから。また、地域という住民みたいなイメージを持つけれども、さっきもお認めになったように、大崎エリアマネジメントが入っているわけですから。しかも、ここは区の部長が天下りしたところでしょう。再開発の魅力アップそのものだと思います。地権者の土地を使って、莫大な税金も使って、地権者を追い出して、さんざん不幸をもたらした上で、高いビルが建って、手に入れた保留床を売って、開発企業がもうかって、そんな事業にまた新たに計画をつくって、金もかけて、水辺の魅力だと。

再開発の魅力アップのための計画は、やめるべきだと。これが私のパブリックコメントというか、意見です。受け止めていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○澤田委員

私からは、まず、品川区にとって水辺は魅力的な観光資源として、地域の活性化や区民のシビックプライドの醸成など、大変大切なものであり、そのための推進計画は本当に重要であると考えています。今回、パブコメを実施するに当たり、どのような方たちというか、個人というか、区民の方を対象、それとも団体を対象とか、何か考えていらっしゃる事があれば、対象を教えてください。

#### ○北原河川下水道課長

この間、骨子を作成後、地域の団体、例えば旧東海道品川宿周辺のまちづくり協議会等、地域の団体には個別にヒアリングを行ってまいりました。そういったところでございますので、今回は一般の方から広く意見を募るという趣旨で考えてございます。

#### ○澤田委員

今回は一般の方というところで伺っているのですけれども、パブリックコメントを実施するに当たって、閲覧場所、提出方法など、先ほどご説明あったと思うのですが、できる限り多くの方というか、例えば若い方とか、様々な世代の方にご意見いただくには、今、区のLINEとかがあると思うのですけれども、そちらでパブリックコメントを行いますという周知だったり、SNSを活用してQRコードを使ってホームページに誘導するなど、もう少し手軽に行えると、若い方の意見というのがより集まるかなと思うのですが、その辺りについてはどうお考えでしょうか。

#### ○北原河川下水道課長

現状、SNSを活用した周知というのは考えていなかったところでございますが、ただ、今回ご意見いただいたこともございますので、ほかの計画等のやり方も含めて、勉強させていただきたいと思っております。

おりますので、ありがとうございます。

#### ○澤田委員

広く意見を聴いていただく、年齢層にしてもですけれども、答えるというか、パブリックコメントに参加するハードルを下げるためにも、ぜひSNSを活用したり、例えば回答にしても、またSNSで送れるとか、オンラインを活用できるというところは、若い方に響くのかなと思いますので、ぜひ検討して進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

#### ○のだて委員

率直に資料から伺いたいのですが、連携した効果的な浚渫方法を検討するというで書いてありますけれども、今、何か具体的なこういう方向だというのがあれば、伺いたいと思います。

桜の維持管理を進めていくということも書いてありますけれども、現状は桜の木は結構傷んでいるという状況なのか、現状を伺いたいと思います。

それと、橋梁のライトアップの新たな演出を検討するというですけれども、これもどのようなものなのかというのを伺いたいと思います。

#### ○森道路課長

私から桜の状況についてお答えをいたします。

区内で1,100本ぐらい桜があるのですけれども、古くに植えられたものも多くございます。昨年、その前ぐらいからでしょうか、樹木診断を定期的に行っておりまして、古いものについては樹木診断の精密な診断をして、伐採をして、また新たに植え替えるということを継続してやっておりますので、引き続きそれを進めてまいりたいと考えております。

#### ○北原河川下水道課長

まず1点目、水質改善に関しまして、効果的な浚渫方法というのが具体的にどのようなイメージなのかというご質問ですけれども、これまで目黒川の浚渫については、東京都が主に実施をしてございまして、そして、5年に1回程度の周期で実施をしているところでございます。

我々としては、その周期、5年に1回というのが適切なのかとか、また主体についても、これまで議会で質問を受けておりますので、どういった主体がやるべきか、また、エリアがどうあるべきかというところを念頭に置いて記載しているものでございます。ただ、今後、東京都、目黒区等とも話し合いを進めていって、調整をしていくのかなと考えてございます。

次に、ライトアップの新たな演出方法の検討ということでございますが、これまでライトアップにつきましては、季節のカラーを行って、季節ごとに色を変えているということと、あと、アウェアネスカラーというところで、イベントや、そういったものに連動したライトアップをやっているところでございます。

ただ、ライトアップを一層注目していただくために、橋梁もいろいろな橋梁があったりするところがございますので、デザイン性など、いろいろ考慮したライトアップの在り方を検討していければと考えてございますが、今後、詳細については詰めてまいりたいと思っております。

#### ○のだて委員

水質改善はぜひ進めていただきたいと思いますので、本当に効果的な改善が進んでいくように、検討を進めていただければと思います。

それで、いろいろ施策が書いてあるのですけれども、特に1番は、区としても計画で最初書いてありますが、安全性が重要だと思います。この計画だと、通過するだけではなくて、そこが居場所になる、

滞在するということが言われていますけれども、そうした点でも安全性を重視していくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

それと、具体的な取組内容の中に、再開事業の事業敷地と一体となった河川管理用通路の整備や転落防止柵の改修を検討ということが書かれておりますけれども、特に転落防止柵の改修というところでは、もし問題があるのであれば、そうした事業を待たずに、すぐに改修すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

あと、今後、フェーズ2以降になると、水辺利活用推進会議というのが発足して進めていくということですが、フェーズ2以降になったときに、事業の責任というのは推進会議が持つことになるのか、そこを伺いたいと思います。

それと、パブコメに向けて、この間、繰り返し求めておりますが、こうしたまとまった計画を区民の方がいきなり見て理解するのは、なかなか大変だと思いますので、説明会を実施すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○北原河川下水道課長

滞在型の利用を進めていくというところで、安全性のことをしっかりやっていくべきではないかというところのご質問についてですが、例えば本編の32ページを見ていただきますと、その⑳番で、歩行者等が安全に通行できる空間の確保に向け、河川管理用通路の通行ルール等の改善について検討していくという記載も、前回の骨子のときのご質問を受けまして、こういった取組も書かせていただいております。委員ご指摘のように、安全の面もしっかりと考慮しながら進めていきたいと考えてございます。

また、同じページで、転落防止柵の改修を行う趣旨について、㉑番で触れてございまして、転落防止柵が高いことによって川が視認しづらい状況になっている区間について、基準値よりも高い場合は、安全性とか景観性に配慮しながら改修をしていくということで考えているものでございます。

ただ、こちらについても、水辺空間を魅力的にしていくなかで、区として先行してやっていくべきというところについては、もちろんやっていくのですが、開発と一体的にやっていただければありがたいという趣旨で記載をしているものでございます。

続いて3つ目、フェーズ2の推進会議の事業の責任というところでございますが、あくまでこういった会議は、今回実務担当者が参加して、例えば天王洲でやっているイベントと五反田でやっているイベントを一緒にできないかとか、お互いにいい取組があれば、それを共有していけないかという趣旨で考えているものでございまして、事業を誰が責任を持つのかというよりも、意見交換をするのを地域の方、地元の方が主体的にやっていってもらいたいという趣旨で記載をしているものでございます。もちろん、計画の進捗については、区でしっかりと確認をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

最後に、パブリックコメントについて、区民の方の理解を得るために説明会を行うべきではないかというところですが、先ほどSNSというお話もございましたけれども、こういった形で周知できるかというのは考えてまいりたいと思いますが、現在のところ、説明会の開催までは考えてございません。

#### ○のだて委員

安全性も考えられているということですが、ぜひ安全なようにしていただきたいと思います。この間、立会川とか目黒川での警報が出たりということもありますので、それは重々、重視をしていただきたいと思います。

そうすると、推進会議の位置づけとしては、フェーズが変わっても意見交換をやっていくものだというところでいいですかという確認と、あと転落防止柵とかは、開発のほうでやってくれればありがたいというお話でしたけれども、先ほども質疑がありましたが、この計画が再開発につながるようになることはしないようにしていただきたいと。これは求めておきたいと思います。

それと説明会も、こういった形で周知したらというお話だったので、ぜひ説明会の実施も検討していただきたいと、改めて求めておきたいと思います。

#### ○北原河川下水道課長

まず、推進会議につきましては、メンバーが実務担当者というところで、意見交換会という趣旨でございます。

再開発に関する質問ですけれども、繰り返しになって恐縮ではございますが、本計画については、再開発のために策定している計画ではございませんので、改めてお伝えさせていただきたいと思います。

#### ○横山委員

12月に建設委員会の議会報告会があったのですが、その際に、しながわ水族館のリニューアルがテーマだったのですが、ほかの水辺の部分にも少し関わってくるかなと思ったので、区民の方からそのときにいただいたご意見で、私も考えた部分があったのですが、推進計画素案の30ページ、あと34ページに少し関わってくるのですが、30ページの公共交通との連携。今回、水辺の回遊性を向上していくために、シェアサイクル等の公共交通との連携を図るといった部分ですとか、また、舟運の実験等をこれまで区は重ねてきたかと思うのですが、今後、民間事業者による定期的な舟運事業を支援するというところで、定期的な舟運という形に将来的になってきた際に関わってくるかなと思うのですが、水辺のアクセス性の向上といいますか、サインをつけていただいたり、各種新しいモビリティであったり、シェアサイクルを活用していただいたりということで、こちらの内容に盛り込んであるのですが、例えば地図アプリですとか、乗換え案内のアプリ等に、しながわ水族館の無料のバスの案内が出てこないの、区民の方から、そこがなかなかもったいないという話がありました。

例えば新しいものができたときに、そういった乗換え案内のアプリ等のところと連携していただいたり、情報提供していただいて、せっかくハード面で区として整備したものを、きちんと実際の区民の方ですとか訪れる方に、水辺をさらに利活用していただけるという体制、そういった働きかけというのも同時に、そういった形の情報発信というところも併せてしていただきたいなと気づかされたのですが、区としてこの辺り、特にハード面というところの整備、そして、そこからさらに、現在の区民の方々であったり、利用者の方目線で、いろいろなところとの情報連携だったり提供だったりというところも、ぜひ今後進めていただきたいという思いがありまして、お聞きするのですが、現状と今後の考え方について教えてください。

#### ○北原河川下水道課長

水辺に関わる部分についてのみになってしまうのですが、お答えさせていただきたいと思います。

まず、区有船着場の周辺については、案内板を7か所全てに設置しているところでございます。一方で、地元ともこの間、ヒアリングをしてきたのですが、やはり認知度が低いという話、どこにあるか分かりづらいという話はいただいてございまして、そういった意味で、どうやって周知していくか、周辺のいろいろなものとどう組み合わせていくかということが重要だと思っております、こういった記載をしているところです。

引き続き、水辺の部門としてできることは進めていきたいと考えております。

#### ○大友公園課長

水族館の無料案内バスが公共の乗換え案内等に出ないというところについては、改善点として受け止めたいと考えてございます。ご意見ありがとうございます。

#### ○横山委員

なかなか私どもだけでは気づかないところというのがたくさんありまして、そういった議会報告会ですとか、こういった一般の方に向けてのパブリックコメントというところは大変重要になってくるかと思っておりますので、ぜひ様々な意見を引き続き拾っていただいて、水辺の利活用の推進につなげていただきたいと思います。

#### ○つる委員

水辺で、担当地域が荏原地域で、なかなか水辺に触れる機会がなくてという話は毎度するのですけれども、そういう中で、そもそも品川というのはどこにあるのですか。

#### ○北原河川下水道課長

質問の意図と合わないかもしれないのですが、品川については、23区の中でも東京湾に面しているエリアというところで、城南のエリアという認識でございます。すみません、答えになっているかどうか。

#### ○高梨都市計画課長

品川の語源というところで受け止めをさせていただきましたけれども、古い資料によりますと、目黒川の古名であると把握をしているところでございます。

#### ○つる委員

ごめんなさい、品川という川はどこにありますかと聞けばよかったですけれども、諸説というところで、議会でも過去に議論がいろいろあったと思うのですが、これだけ品川区の水辺の魅力発信とか魅力向上とか、それはハード的なところもあるのですが、そもそも名前が、例えば江戸川区だったら江戸川でしょう。荒川だったら荒川もあるし、渋谷区では「春の小川」の歌のモデルの川が暗渠になってしまっているとか、いろいろありますよね。

そういったところの整備というのは、それはそれで日常使いの展開としては、ハード整備というところであるのだろうと思うのですが、利活用でやっていく中では、品川区の川といったときに、スパッと明確なものがない。諸説だと今おっしゃっていただいたのは目黒川の古名であるとか、いろいろな話があるわけですが、例えば名前で言うと、用水だったら品川用水とかもあったのです。その辺も、特に水辺というところでも暗渠化されているところも含めて、これはいろいろな展開ができるのかなと思ったりするのです。そこを水辺と見るかどうかというのは、なかなか難しいかもしれないのですが、

そういう意味では、昨年の予算特別委員会では、ある議員から、品川区の区部にある目黒川のところを、品川と愛称変更したらどうかと提案があったわけです。自治体の状況を研究しますと言って、今の問いに対して意図が分からないと言われてしまったのだけれども、結局そういう研究をしているのかなということも含めて、こういう水辺の利活用の中にも入ってくるということは、そういう提案があった中で、これは一つの魅力にもつながるのかなと思うのです。

品川の地名、でも品川がない、品川という川は今ないのだ、実は目黒川と言われているとか、そういったところも一つ、これは歴史館とか、所管が違うところとか、別の民間だとか、それぞれのそうい

うのが好きな人たちとかというところで任せる話なのか。でも、水辺と言ったときに、品川の川というところでは何ぞやというのは、一定、何かニーズがあるのではないか。

ハード整備のいろいろなものは、今、この中でも見るわけですがけれども、歴史館でやっていますから、既にさんざんそういうのは古い本とか資料でありますから、片づけてもいいかもしれないですがけれども、この辺りについては、そういう質問もかつてあったわけなので、利活用というところの中で、どのように考えて当時研究されたのか、教えてください。

#### ○北原河川下水道課長

区部にある目黒川の愛称を品川に変えてみてはどうかというご質問を、過去、確かにいただいております。川の愛称については、全国で様々あるというところは、その後、確認をしてございます。筑後川や利根川とか吉野川なんか3大暴れ川と呼ばれていたりとか、様々な呼び名があるというところで、呼び名については、地元で親しまれて、それが浸透していくというのが一般的なのかなという認識でございます。

そういった意味で、まずは、まさに品川区内にある目黒川というのは何なのかというのを、きちんと世の中の人にこういった取組を続けることで浸透させていくというのが大事だと思っております。そういった取組を進めていく中で、愛称になっていけばいいとは思いますが、まず、今日委員にご指摘いただきました視点も踏まえて、品川区における河川とは何ぞやという部分も、引き続き研究してまいりたいと思います。

#### ○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時02分休憩

○午後3時10分再開

#### ○塚本委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## 2 所管事務調査

住宅に関することについて

#### ○塚本委員長

次に、予定表2、所管事務調査を議題に供します。

本日は、7月2日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目のうち、住宅に関することについての調査を行ってまいります。まず、理事者より資料に基づきご説明をいただき、その後、ご質疑・ご意見等をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

#### ○川原住宅課長

それでは私より、所管事務調査における住宅に関することについてとして、居住支援事業の取組みをご説明いたします。恐れ入ります、横型の資料をご覧ください。

初めに、背景と経過でございます。

孤独死や死亡後の残置物処理などの入居後の不安から、単身高齢者などの要配慮者に対し、大家の拒否感が大きいことが、資料の上段の右側の表にもございますように、死亡事故などへの不安が大きいことが資料からも読み取れます。これらの施策として、背景・経過の一つ下の項目にございます、民間の空き家・空き室を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の供給の促進が求められているところでございます。

区内におけるセーフティネット住宅の登録状況でございますが、令和6年12月時点での区内の登録状況については、要配慮者以外も入居可能な住宅が1,053戸、要配慮者のみが入居できる専用住宅については、現在ゼロ戸となってございまして、区内の専用住宅の登録に向けまして、区では区報ですとか、区のホームページ、不動産団体へのチラシの送付や、居住支援セミナーでの周知などの啓発であるとか、個別にお問合せのありましたオーナーに対して、個別に住宅課の職員からアプローチを実施しているところでございます。

次に、背景・経過に戻りまして、こちらの2点目でございます。令和6年5月、住宅セーフティネット法改正を受けまして、大家と要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境を整備することが明確化されました。

こちらは具体的には、資料の中段の右手にございます住宅セーフティネット法の改正という部分をご覧ください。新たな居住サポート住宅の運用が令和7年の秋に予定をされております。こちらは、居住支援法人などが大家と連携し、要配慮者への日常の安否確認や見守り、福祉サービスへのつなぎなどを行うサポート付きの住宅となりますが、具体的なスキームについてはまだ示されておられません。

今後、区としましては、セーフティネット専用住宅とともに居住サポート住宅の促進に向けまして、不動産団体や不動産事業者、大家などに積極的な働きかけを行い、大家と要配慮者が安心して暮らせる住まいの環境整備を行ってまいります。

最後に、上段の背景・経過の3点目でございます。区では、令和3年11月に開始をいたしました要配慮者への入居促進事業については、一定の成果を上げておりますが、入居の前の段階から退去に至るまでのさらなる包括的な取組が求められているところでございます。

資料の一番下の段にございます説明でございます。現在の区の入居状況についてをご覧ください。居住支援協議会の設置であるとか、要配慮者用住宅の家賃低廉化補助の予算化のほか、入居促進事業においては、民間賃貸住宅の入居実績は、下の中ほどの表でございます。令和3年度、開始年度から、昨年の12月までの実績で、合計で468件となってございまして、高齢者が約半数を占めているところでございます。

参考に、入居した方の事例も挙げておりますが、こういった事例の共有については、今後の居住支援協議会などにおきましても、事例の検討であるとか共有などを図ってまいりたいと考えております。

資料の右側の部分には、現在の区の居住支援パッケージをまとめたものと、少し字が細かくて恐縮でございますが、その下に今後の取組として、住宅部門と福祉部門のさらなる連携の強化に向け、現在検討中の段階ではございますが、以下の3点を挙げさせていただいているところでございます。

今後におきましても、さらなる居住支援の充実に向けまして、大家と要配慮者の安心を確保できる施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

#### ○塚本委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑、ご意見がございましたらご発言願います。

#### ○中塚委員

今回の行政視察の中でも、様々な事業を知るきっかけとなりましたけれども、今後の取組のところで、住宅部門と福祉部門のさらなる連携強化と打ち出されました。その理由を伺いたいと思います。

初めに私の意見を言うと、まさに住宅部門と福祉部門の連携を強化していく、これを大きな柱にしていくことが必要だと、すごく実感しております。今まで住宅部門の職員が全く福祉的な相談や対応をしてこなかったとは言いません。ただ、これも孤独死や死亡後の残置物や様々な課題を思うと、福祉的な専門のアプローチだったり、支援だったりというのがいよいよ必要になってきていると実感するだけに、住宅部門と福祉部門のさらなる連携強化はとても大切だと思っております。ここを言わば柱に据えた理由を伺いたいと思います。

また同時に、これはある意味、ソフト面なのかなと思うのですが、ハード面としては、ぜひ居住支援事業の柱に、区営住宅の増設を位置づけていただきたいと常々思うわけですが、それについても一言ご説明いただけたらと思います。

### ○川原住宅課長

大きく2点、ご質問をいただきました。

まず1点目は、なぜ住宅部門と福祉部門の連携を強化と挙げたか、その理由というところでございます。住宅部門は主に、今まで区営住宅であるとか、そういったハードの住宅を持っている部署としてやっておりましたが、令和3年度から開始した入居促進事業においても、賃貸住宅のあつ旋というところの総まとめをしていく中で、具体的に住む居住者との関わりが住宅部門は薄いところがございます。

一方で、福祉サービスを受けている方は、福祉部との連携というところを既に取っているところがございますので、そういった入居者の状況の把握であるとか、今後の入居の促進といったところでは、そういった方がどういった住宅に住んでいるのかということも含めて、住宅部門もしっかりと把握していく必要があると認識をしております。

あわせて、令和6年5月に住宅セーフティネット法の改正というところでも、民間の賃貸住宅を活用した見守り付きの住宅の供給の促進もうたわれてございますので、そういった住宅の認定をするに当たっても、そこは住宅部門だけではなくて、福祉部についても認定にあたっては協議も含めて、共に実施をしていく必要があると認識をしております。

続きまして、ハード面の施策で、居住支援事業に区営住宅の増設を挙げてみてはいかがかというところでございます。区営住宅に関しましては、ご存じのとおり、非常に老朽化している住宅をまずどうするかというところが非常に上がっておりまして、現在お住まいの住宅でも、整備であるとか、修繕が必要な部分というのが多々出てきてございますので、そういった住まわれている方の支援というところをしっかりと行う必要があるというところと、増設をなかなか現在進めることができないところとしては、この居住支援事業はもともと民間賃貸住宅の入居の促進というところもございまして、空き室が一定戸数あるというところが、課としても把握しているところがございます。そういった活用というところでは、まず既存の建っている住宅の入居の促進というところもしっかりと行っていきたいと考えてございます。

### ○中塚委員

住宅部門と福祉部のさらなる連携強化というのは、おっしゃるとおりだと思います。ぜひ今後、検討されていく支援ですけれども、具体的に進めていただきたいと思います。

それと、区営住宅のことは、この場以外でも、増設をと求めてきましたけれども、今のご説明では、民間が空いているというご説明がありましたが、福祉部門との連携とも関わりますけれども、例えば生

活福祉課のケースワーカーの実感としては、生活保護受給をされている方がお住まいのアパートが建て替えの時期を迎えて、どこか引っ越し先を見つけなければいけないときに、なかなか見つからないということがあります。不動産屋にも直接聞きますけれども、区営住宅が当たれば一番いいのにと、もっと増えればいいのにとのお話を伺いますし、そういう意味では、民間が空いているからとおっしゃいますけれども、高齢者のところでは、区営住宅の役割はますます増えていると思います。ぜひ区営住宅の増設を区の柱にさせていただきたいと、これは意見を述べておきたいと思います。

今後の住宅部門と福祉部門のさらなる連携強化のところを、もう少し今後の中身を伺えたらと思うのですが、居住支援パッケージのさらなる充実ということで、家主あんしんサポート保険（仮称）の検討という、ここまで踏み込まれたことを歓迎したいと思います。現時点でのスケジュール感、検討期間と実施期間と、スケジュールが示していただけたらと思うのと、検討の内容と伺いますか、どんな課題やどんな困り事に対して支援をするという、大きな流れでいいですので、ここで言われている検討の内容についてご説明いただきたいと思います。

#### ○川原住宅課長

家主あんしんサポート保険の現在の検討状況というところでございます。具体的に時期であるとか、いつから開始であるとかというところはまだ定まっていないところでございます。

保険の内容の中身を検討するに当たっては、事前にこういった保険を積極的に取り入れている、視察先でもありました名古屋市の住宅課へも問合せをさせていただきまして、ヒアリングをオンラインなどで実施させていただきました。どういったところを取り入れれば、より効果的かとか、メニューによって保険料とかも変わってくるというところでもございましたので、オーナー側にとって必要なところ、必須なもの何かというところも含めて、検討をしています。

#### ○中塚委員

なるほど。視察先をヒアリングされたということで、共通認識が生まれたらうれしいと思うのですが、先に取り組んでいるところの実績だったり苦勞話を聞くことは、とても大事だと思います。あわせて、区内の宅建業者とか、社会福祉協議会だったり、民生委員だったり、それこそ住宅部門だったり、福祉部門だったり、そういった方々や団体からの意見を聴くことは必要だと思うのです。検討中だということですが、その検討の枠組みの中に、いわゆるまちの不動産屋であったり、民生委員や社会福祉協議会であったり、住宅部門や福祉部門が参加されているのか、どのように位置づいているのか、まずはきめ細かくヒアリングをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

それと、先ほども、今の時点ではまだ示せないのかもしれませんが、いずれにしても、どんな困り事に対して支援をしていきたいと思っているのか、今後の方向性も聞きたいと思いますので、ご説明いただけたらと思います。

#### ○川原住宅課長

支援の検討についての引き続きのご質問でございます。先ほど委員がおっしゃいました宅建業者であるとか、そういった不動産団体のヒアリングについても、職員がさせていただいておりまして、保険の内容のメニューとしてこういったことを考えているけれども、どうかというご意見をいただいているところでございます。

家主あんしんサポート保険の、まだこれも検討中の段階なのですが、対象を例えば広く掲げるのか、もしくは、こういった居住サポート住宅であるとか専用住宅とするのかによっても、対象の家主がかなり限られてくるかどうかというところも変わってくるかと思っておりますので、そこも含めて、宅建業界は一

般の賃貸住宅を広く、そういった保険を扱っていらっしゃるということでしたので、その辺りは協議をしながら、引き続き検討してまいりたいと考えています。

そして、福祉部門につきましても、社協のやっている残置物の処分の辺りのスキームですとか、そういったところも、こちらも把握させていただいてございまして、オーナーが一番不安に感じるのが、背景・経過の1番目でも上がっていました居室内で亡くなってしまった、知らないうちに亡くなってしまって、気づいたときにはもうお亡くなりになられていたというところの残置物の処分というのは、非常に大きな課題として感じていらっしゃるのです、亡くなった後の処分の清掃費用、特殊清掃などは、非常にコストがかかると伺っているところでございますので、そういったところを保険の検討のメニューにできるか現在検討中ではございますが、考えているところでございます。

#### ○中塚委員

今、課長もお話あったように、資料には大家の拒否感と書いてあるけれども、拒否感というか、抵抗感というか、貸してあげたい気持ちもありながらも、現実の問題を何度も経験していると難しいというところが、今おっしゃった残置物の処理の問題や清掃のこと、ご説明あったとおりでと思います。ここへの課題の解決や支援策、ぜひ様々な住宅部門、福祉部門、両方に耳を傾けていただいて、具体的な支援策を形づくって進めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○のだて委員

先ほどあった家主あんしんサポート保険の検討は、今進められているということですので、私たちも視察に行って、いいものだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

貸す側の安心といいますか、そうしたところで見ると、私のところにも相談があって、借りるときの緊急連絡先がないのだというお話もあったりして、そうした保証人ですとか緊急連絡先を公的に紹介するというか、区が請け負うのか、制度的には分かりませんが、そうした保証人制度というのをつくっていくということも、一つ必要なのかなと思っています。区のお考えを伺いたいと思います。

居住支援協議会が昨年7月に行われて、その資料を見させていただくと、高齢者の単身世帯の割合が、近隣区に比べて減っているという資料が出ておまして、65歳以上の単身世帯率は区全体で9.8%だということで、5年間の間にマイナス0.8%減少したということなのですが、つまりは高齢者にとって、なかなか住みにくい状況になってきているのかなというのを感じたところなのですが、いろいろ建て替えとかも進んで、古い建物とかがなくなってきているということもあり、あと、高齢で施設に入所したりということもあるとは思いますが、高齢者が住みにくい状況になっているのかなと思ったのですが、区としての認識を伺いたいと思います。

#### ○川原住宅課長

2点ご質問をいただきました。

1点目は、保証人制度の区への検討についてということだったと思います。区がそういった保証人制度、もしくは家賃の保証といったところの債務の保証というところは、現在、予定はしてございませんが、セーフティネット法の改正のところで、保証人制度の在り方ということも新たに国から示される予定でございまして、そういったスキームについては情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。

区内の不動産団体、事業者のほうでも、そういった保証会社について関心を持っている団体も一部いらっしゃるのです、そういったところの聞き取りは引き続き進めていきたいと考えてございます。

2点目、居住支援に係る地域の状況把握は、7月に開催をした居住支援協議会の資料をご覧ください。確かに65歳以上の単身世帯の割合は、23区の平均より若干低いというところがございます。マイナス0.2%低いというところがございます。これは、資料の出どころが令和2年の調査でございますので、現状また変わっていったものとは思いますが、住みにくいかどうか、いつかの単身世帯率が少し下がったかという細かいところまでは把握がし切れていないのですが、こういったデータが出てきていることは確かでございますので、高齢者の単身世帯への入居の促進については、引き続き民間の賃貸住宅の入居促進事業のあっ旋というところも、今も力を入れておりますが、実施をしていきたいと考えてございます。

#### ○のだて委員

公的保証人の制度については、実際、私のところに相談があったのは、緊急連絡先が決まらない、頼める人がいないということで、契約ができないのだということだったので、そこがクリアされれば住むところが見つかるということであれば、そうしたことも支援していくということが必要かと思っておりますので、ぜひ区としても検討していただきたいと思っております。

それと、高齢者の住みにくさという点では、私も居住支援協議会の資料の時点でしか見ていないので、傾向がどうかというのは分かりませんが、そうした支援が実際に求められているものだと思います。

実際、区としてもいろいろやられてはいるわけですが、専用住宅はまだゼロ戸ということで、今日の総務委員会の資料も拝見させていただいて、総合実施計画に、現状だったかな、登録数が1件と書いてあったので、登録できたのかなと思ったのですが、まだできていないということですね。そこを進めていかないと、結局、家賃補助制度が今あるけれども、利用できないという制度になってしまっていますので、専用住宅への登録を進めていくと同時に、実際利用できるようにしていくという意味では、登録住宅も家賃補助の対象にしていくということが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○川原住宅課長

ご質問いただきましたセーフティネット登録住宅を対象にしていってはいかがかというご意見でございます。私どもも登録状況の現在の空き室であるとか、日々調べているところではあるのですが、専用住宅以外も入居可能という、世帯が単身者とは限らなかつたり、世帯人数が多めのファミリー向けのところが空いていたりすると、当然広さもあるので家賃も上がってしまったり、低廉化に該当するような所得制限に見合わない家賃相場等が出てきたりもしております。現在居住中の家屋であると、少し家賃が下がった単身用の住宅もあるというところでは、調べているところではございますので、そういった施策についても、専用住宅にできないかといったところは引き続き検証してまいりたいと考えてございます。そういった働きかけを、区でも行っていく必要があるというところは認識しているところでございます。

#### ○のだて委員

登録住宅に広げると、いろいろな人が入ってくるということでしたけれども、登録住宅に入っている、専用住宅にも該当する、つまりは住宅困窮者の方、要配慮者の方を対象にやっていけばいいのかなと思うので、ぜひそうしたところも検討していただいて、実施をしていくということが一つ必要だと思えますし、そもそも全体として、家賃補助制度をつくっていくということが私は必要だと思えます。

品川区は家賃が高いというのがありますので、ぜひ家賃の収入に占める負担率の調査とかをしていた

だいて、そうしたところで大変な状況をつかんでいただいて、若い人ですとか、あるいは中高年単身者、母子世帯ですとか、高齢者とか障害者の方に対する家賃補助というのを、ぜひ実施していただきたいと思いますけれども、伺いたいと思います。

それと、一番は、公営住宅を増やしていただきたいと思います。区営住宅もそうですし、高齢者住宅も増設をしていただきたいと思うのですけれども、区営住宅で見れば、この間、高倍率のところでは推移しているということですので、そうすると、実際の住宅セーフティネットとしての機能を果たせなくなってしまっていると思いますので、区営住宅の供給戸数を増やすようにしていただきたいと。先ほど、建て替えがなかなか難しいというお話もありましたけれども、そうであるなら、借上げの公営住宅を提供していくということも一つの手なのかなと思います、いかがでしょうか。

#### ○川原住宅課長

2点ご質問をいただきました。1点目は、家賃補助制度の対象を広くして創設していったらどうかというご意見でございます。

今後、区が行おうとしている家賃の低廉化補助の対象というのが、住宅確保要配慮者として定められているところは、高齢者、ひとり親世帯、低所得者、障害者という形でございます。まずはそういった、特に配慮を要する方々の支援というところの施策を展開していくことが先決だと考えてございますので、全般に対しての家賃の補助制度の創設というところは、現在のところ考えてはおりません。

2点目でございます。公営住宅の増設、例えば借上げ住宅を公営化してはいかがかというご意見でございますが、こちらにつきましても、区営住宅は今13団地、都営住宅は14団地、数としてはございまして、一方で専用住宅はまだゼロ戸、そして今後始まる居住サポート住宅というところも、新たに進めていく必要があるところでございますので、まずは民間の賃貸住宅の促進というところをしっかりと行っていきたいと考えてございますので、現時点におきまして、公営住宅の増設は考えていないところでございます。

#### ○のだて委員

公営住宅は考えていないということですが、セーフティネット住宅というのが民間の住宅を活用していくということなので、結局は市場の家賃になっていくわけです。公営住宅であれば、少し安くなるわけです。そうした下では、本当の住宅セーフティネットという意味では、公営住宅を増やしていくということが、要配慮者にもしっかりと支援をしていくことになると思いますので、その立場にぜひ立っていただきたいと。借上げ公営住宅も含めて、ぜひ検討して進めていただきたいと思います。最後に伺いたいと思います。

#### ○川原住宅課長

借上げの住宅については、所管課が異なり、高齢者住宅は、借上げの高齢者住宅は実施しているところでございますが、そういったところの応募については、区営住宅と違って、全体の抽せんを実施するのではなく、困窮度によって入居者を決めていくものでございます。そういったそれぞれの役割分担を果たしながら区としては実施していきたいと考えてございます。

#### ○横山委員

少し確認と、教えていただきたい部分があるのですけれども、こちらの資料の入居促進事業について、令和3年11月からという枠の中の一番下の事例で、定期訪問を条件にと書いてあるのですけれども、住宅セーフティネット法の改正というところで、居住支援法人等が改正後に居住サポート住宅を創設というところ書いてあるのですが、サポートを行うことで要配慮者に住宅を供給ということで、サポー

トを行う者は居住支援法人以外も可能と書いてあるのですけれども、現在、定期訪問とか、そういったサポートみたいところは民生委員とか、居住支援法人は、品川区に事務所を構える法人の指定がないということなので、こういった現状になっているのかというのを確認させていただけたらと思いました。

#### ○川原住宅課長

95歳事例の入居の条件として、定期訪問を掲げられたところでございます。こちらにつきましては、現状、居住支援法人は、現在で区内の法人はゼロというところでございますので、居住支援法人の見守りがいない状況でございます。実際に月1回、訪問を行ってくださっているのが、社協に籍を置く高齢者のボランティアの方が訪問を行ってくださっているところでございます。その方たちから訪問をしていただいて、見守りというところで役割を果たしていただいております。

こういったボランティアの活用というところはどうしても限りがございますので、しっかりと法人化して、施策で反映をしていきたいと考えているところでございます。

#### ○横山委員

今後、令和7年の秋頃から運用で、新しいスキームはまだ示されていないですけれども、居住サポート住宅が始まるというところに備えてといいますか、現在、区が働きかけてくださって、2事業者が指定に向けて、都と協議していらっしゃるということの話だったかと思うのですけれども、こちらの2事業者というのは、何か専門性があたりされるのでしょうか。高齢者に専門が違ったりすると、なかなかスムーズにそういったことにつながっていくのが難しいのかなと思ったのですけれども、こういった専門性を持っていらっしゃるのかというところを教えてください。

また、名古屋市に視察へ行ったときに、高齢者、ひとり親、障害者、低所得者という対象者があるかと思うのですけれども、愛知県であったり名古屋市のほうだと、若者の低所得者の方であったり、刑余者の方が対象に含まれていました。また、子育て世帯専用の助成といいますか、そういった枠組みも用意されているというお話があったのですけれども、区においてのその辺りの現状について教えてください。

#### ○川原住宅課長

幾つかご質問をいただきました。

1点目、現在、2事業者が指定に向け協議をしてくださっている法人の特徴というところでは、1事業者は高齢者を専門とした介護事業者の法人でございます。もう1事業者は不動産事業者なのですけれども、現在、区の入居促進事業にも非常にご協力いただいている、住宅確保要配慮者をまさに得意とする事業者が検討して、都と協議を行っていただいているところでございます。

そして、愛知県では配慮者に、若者であるとか刑余者、子育て世帯を含めて、より幅広い要配慮者の住宅支援を行っているというところでございますが、現在品川区においては、こういったところについてはまだ実施をしてございません。

#### ○横山委員

今後、指定に向けて、都と協議していただいている事業者がスムーズに事業の実施ですとか、居住のサポートが必要な方に手厚い支援が行われるように、区としても進めていただけたのかなと思いますので、お願いできればと思います。

また、これから、まだ少し先のお話といいますか、まずは現在、高齢者、ひとり親、障害者、低所得者というところで、品川区は入居促進事業を進めてきて、これからもそういった流れになっていくのかなと思うのですけれども、先進の自治体、先ほど名古屋市にもヒアリングされたということだったので

すが、現在のメインの対象者の方以外でも、住居に困窮されている方、困っていらっしゃる方のお声ですとか、様々な先進事例の情報として捉えていただきたいと思いますので、要望で終わらせていただきます。

#### ○つる委員

現在の例えば民間とか、公営でもいいのですが、孤独死による残置物について、区へ相談があった際に、お金がかかっているものがあつたとすれば、幾らぐらいかかっているのか、区の負担額が分かれば教えてください。

#### ○川原住宅課長

民間の住宅で起きている残置物の細かい経費のところまでは、申し訳ありません、区では把握ができていないところではあるのですが、区営住宅や公営住宅では、年に1回そういった事例があるかどうかというところがございます。私が記憶しているところで、公営住宅で発生した残置物の処分に要した具体的な費用、経費、金額についてお伝えさせていただきます。

住宅に関しては指定管理料の中で、そういった処分も含めて行っているところがございますが、こちらで把握しているところでは、清掃費用で60万から70万円かかるというところがございます。これは清掃代のみというところですので、これにさらに内装リフォーム代であるとか、畳があればその張り替え代という、別途費用がかかっていくというところがございます。

#### ○つる委員

孤独死の発生率みたいなものが、公民両方合わせて、分かれば教えてください。

#### ○川原住宅課長

発生率というところが、高齢者の区内の死亡者数とか、分母の部分が分かりかねるところであるのが大変恐縮なのですが、公営住宅で私が把握している限りだと、年に1回あるかどうかというところがございます。昨年度は1件ございました。

#### ○つる委員

分かりました。民間だともっとあつたりとか、あとは、生活保護を受けていらした方とかで亡くなられてしまって、身寄りがいらっしゃらず、お一人でというケースがあると思うのです。そうすると、生活福祉課の保護費等の中で、その中で対応されているものもあると思うのですが、いわゆる事業者の単価が、先ほどおっしゃっていただいたような、清掃に限って言っても60万円から70万円ぐらい。その他、人件費とか、新たにそこをきれいにしつらえていくとかになると、もう少し大きいお金になってくる。

そうすると、公営住宅の場合で結構なのですが、そこが住めるようにしていくまでかかる経費というのは、1件当たり都合どのぐらいかかるのか、教えてください。

#### ○川原住宅課長

細かな経費というよりは、どちらかという期間のほうが非常によくかかるところがございます、残置物の処理というところでは、公営住宅であっても、区が勝手に手を入れることができません、お亡くなりになった方の相続人を探すという、戸籍を追うところから始まりますので、非常に時間が長くなります。半年以上、1年近くかかっているケースもございますので、そうすると、本来そこで住むべき使用料といった部分であるとか、内装のリフォームにもまだ手がかけられないケースといったところがございますので、費用もさることながら、非常に期間も要するといったところがございます。

#### ○つる委員

そうすると、例えば使用料だと、平均が13万円ぐらいでしたか。それは区民住宅だ。区営住宅だと30万円弱ぐらい。ざっくりでも100万円は軽く、そういった案件があるときには経費としてかかると。

区では仮称ですけども、家主あんしんサポート。視察先の名古屋では包括的損害保険という名称で実施されていました。1戸当たりの保険料単価は非常に安かったわけですけども、ただ、保険業界では車の自動車保険のように、発生率とかでいろいろ係数が上がっていくとかという話はありませんでしたが、保険に加入する自治体が増えることで、スケールメリットで保険料額が抑えられるのかなというのはあると思うのですけれども、今のことを伺っていると、区の費用負担を考えたときに、保険で見ていくほうが、コストがかからずに、大きいリスクに備えられる。まさにそれが保険なわけですけども、何もなかったら何もないで保険会社にそのまま、紙だけにお金を払っているわけだから。

だけれども、さっき伺ったように1件だけでそれだけ費用がかかるということは、仮に保険料が100万円だとしても、そこに保険を掛けていくメリットというのはあるのかなと思いました。名古屋市の試算もあるわけですが、保険会社や保険内容にもよると思うのです。社協でやっている、個人の方が生前にお金を預けて、残置物を処理して十何万円とか、あったりするわけです。当然そこの整理が今後されていくのだろうなという理解はあるわけです。

保険に加入を今、検討中ではあるわけですけども、想定する戸数とか件数とか、どのぐらいを考えているのか、あと、保険の補償内容が、もしある程度検討している段階のもので可能なものがあれば、教えていただければと思います。

#### ○川原住宅課長

家主あんしんサポート保険についての詳細な部分のご質問でございます。

名古屋市にヒアリングを行ったところでは、名古屋市は非常に多くのセーフティネット住宅を対象としていたので、区においても、一般の民間住宅の高齢者の住まいの部分は、福祉部のあんしん居住サポートのほうでの対応がございますので、バッティングしないようにしないといけないのかなと検討してございます。現在まだ住宅として展開はないけれども、セーフティネット専用住宅・登録住宅、そして今後の居住サポート住宅を対象とするかは、今、検討させていただいているところです。

住宅が千五十数戸ございますので、こちらの1割と、プラスして居住サポート住宅と専用住宅の今後の促進というところも含めて、150件程度と、まだ検討段階ではあるのですけれども、考えているところでございます。

内容は、かなり高額となる孤独死の場合の清掃費用の部分であるとか、また、民間の賃貸住宅であっても、次の方に住むまでの一定の期間を要すると認識しているところでございます。そういった家賃に対する補償につながる保険ができないかと検討しているところでございます。

#### ○つる委員

まだ私は、個人的には不勉強なところもあるのですが、そういう保険会社で用意している自治体向けの保険について、名古屋にも伺ったのですが、例えば、区が23区全体に声かけして、それで保険料を抑制するとか、そういったところは保険会社のほうで対応できるのかどうか。あくまでも単体、保険会社と一自治体としての公契約という商品であるのか。

ただ、自動車保険もそうなのですけれども、事故件数が多いと、等級が4とか5とか3とかがあって、車の車種によってもいろいろ違います。また、保険会社の業界で今どういう状況なのかとか、あくまでも自治体ごとでの契約しかないのかとか、ほかの自治体と連携が可能なのか。この辺り、もし検討され

ている中で、情報提供されていれば教えてください。

#### ○川原住宅課長

保険会社への見積り段階の状況ではありますが、区のオーダーに応じてオーダーメイドの保険というところを見積りとして考えてくださっているもので、把握しているところでございます。

ほかの自治体との把握の状況というところでよろしいでしょうか。

#### ○つる委員

ほかの自治体と一緒にできるかどうかとか、保険会社で保険商品として用意されているかどうか、そういった話があるのかなど。名古屋市で伺ったときには、ほかの自治体でも契約している例が幾つかあるので、全国に広がれば保険料額が抑えられるのではといった話はあった。

#### ○川原住宅課長

ご意見ありがとうございます。そういったところは、今後いろいろヒアリングをさせていただく必要があるかなと考えてございます。現時点では、どこかの自治体とセットでといったところは考えてございませんでしたので、今始めている他区の自治体のヒアリングも含めて、その辺りは意見を、保険会社にも聞き取りをしていきたいと思っております。

#### ○澤田委員

私からも幾つかご質問させていただければと思うのですが、資料の下の真ん中の中の入居促進事業の表で見ていると、ひとり親と障害者がすごく少ないという印象があります。これはそもそもの母数の問題もあるかと思うのですが、なぜ少ないのかという原因など、考えられるところがあれば教えていただきたいことと、今後、例えばひとり親の方や障害者の方たちが入居できるようにするための、今考えられていることとか、課題だったり、今後のアプローチ方法というか、そういうこともあれば教えていただければと思います。

#### ○川原住宅課長

高齢者や低所得者に比べて、ひとり親と障害者の件数が非常に少ない理由について、ご質問をいただきました。

まず、ひとり親家庭につきましては、この入居促進事業を活用した相談が少ないですが、ここ最近ではワーカーから具体的な個別の相談を受けつつ広がってきたところでございますので、今後は広がるのではあるかなと思います。ひとり親家庭でお仕事をしていらっしゃるとなると、また別なのですが、お仕事をしてお子さんを育てていらっしゃるお母様であるとかお父様ですと、不動産業者としては、安定的な収入があれば物件の提供はしやすいといったところでございますので、もちろん、入居促進事業を活用していただくというケースもあるのですが、ここを利用せずに入居が決まっている方もいるというところは、意見を聴くときに伺ったところでございます。

最近では個別の相談事例というところも入ってきてございますので、より困窮度の高いひとり親家庭の方の支援というのは、今後も引き続き必要であると認識をしております。

そして障害者の方も、相談件数そのものも少ないというところはあるのですが、お一人暮らしができる障害の度合いは、やはり軽度の障害に限られてきてしまいますので、例えば、今住んでいるグループホームから独り立ちできるかといったところの支援は、住宅課もそういった情報提供があれば、部屋探しの照会を不動産業者にするのでございますけれども、障害者支援課であるとか、そういったところで、ワーカーも入りながらご相談をしていただいております。

ただ、バリアフリー化がされている物件に限られてしまうといったところであるとか、大家の理解が

必要であったりします。前回決まった50代後半の方も、軽度の精神障害の方で、ご近所とのトラブルや、一人で住むことができるのかなど不安がございましたので、面談という形で大家と顔合わせをセッティングさせていただいて、入居が決まったというところがございます。

こうしたところは個別に支援が必要な部分であるかと思っておりますので、大家と不動産会社の理解の促進というところは、引き続き住宅課で行っていきたいと思います。

#### ○澤田委員

大家の理解というのも本当に大きな課題だと思いますので、ぜひその辺りもしっかりとやっていただきたいと思います。あと、ひとり親だったり、本当に困っていらっしゃる方もいっぱいいらっしゃるのですが、もちろんそれは収入があって、父子家庭・母子家庭になっても全然やっていける方というのも多くさんいらっしゃいますけれども、困っている方もいらっしゃるのです。そちらの方たちにもぜひ、より一層周知していただければと思います。

あともう1点伺いたかったのが、先ほどから出ている残置物の清掃料、家賃の補償への保険ということですが、こちらも進めていただきたいのですが、それとともに、独居の高齢者の方だったり、生活保護の方だったりというところで、保証会社への資金というものが出せない、難しいという方も、中にはいらっしゃると思うのですが、そちらについては、区としてはどのようにお考えなのでしょうか。

#### ○川原住宅課長

保証会社の保証料がなかなか難しいという方への支援といったところではございます。このご質問に関しては、こういった要配慮者の個別の支援のメニューについては、福祉部の所管で取組があるものもございまして、高齢者に関しては、保証会社の保証料というところは予算のメニューに組み込まれているところで、実際に敷金・礼金の個別への支援とプラスして、保証会社への保証料というところも予算に加えてございます。

もちろん収入要件はあるのですが、個別のメニューは福祉部の各課での用意と現状なっているところがございます。そういった情報提供は、住宅課でまとめて行っているといったところがございます。

#### ○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

---

### 3 行政視察報告書について

#### ○塚本委員長

次に、予定表3、行政視察報告書についてを議題に供します。

11月26日の委員会終了後に行われました報告会の記録を基に、サイドブックに掲載のとおり報告書を調製させていただきました。このような形で議長に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○塚本委員長

ありがとうございます。それでは、この内容で議長に報告させていただきます。

以上で本件を終了いたします。

---

#### 4 その他

##### ○塚本委員長

次に、予定表4、その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

##### ○高梨都市計画課長

私からは、仮称でございますが、羽田空港アクセス線の整備における田町駅付近線路切換工事に伴う列車の運休について、JR東日本から情報提供がありましたので、この場でお知らせをさせていただきたいと存じます。資料がございますので、ご覧いただければと存じます。

1、概要でございますが、東日本旅客鉄道株式会社が令和5年より工事を進めてございます羽田空港アクセス線の東山手ルートにおきまして、JR田町駅付近での線路切換工事に伴い、山手線および京浜東北線で運休または本数を減らして運転することが、同社より令和6年12月24日に発表されました。

2、運休等の内容につきましては、別紙のJR公表資料をご覧ください。

1ページ目中段、運休日でございますが、令和7年4月19日土曜日の初電から、翌日20日日曜日正午までとなっております。

全体の影響区間といたしましては、別紙資料の2ページ目、3ページ目に記載のとおりでございますが、私からは、品川区内における影響について説明をさせていただきたいと存じます。1枚目の頭紙へお戻りいただければと思います。

3、品川区内の影響についてでございます。

最初に①、4月19日土曜日についてでございますが、山手線外回りの品川方面から大崎駅間につきましましては、終日運休となります。大崎駅から新宿方面につきましましては、朝6時頃から終電にかけて、通常の4割から5割の運転本数での運転とのことでございます。

次に、山手線内回りにつきましましては、大崎駅から品川方面の電車で、初電から5時までは運休、5時から18時頃までは通常の7割から8割の運転本数での運転、18時以降は通常の8割から通常どおりの本数での運転とのことでございます。

京浜東北線につきましましては、品川から蒲田駅間で終日、通常の7割から通常どおりの運転本数での運転とのことでございます。

次に②、4月20日日曜日でございますが、山手線外回り、品川方面から大崎駅間は初電から12時頃まで運休、内回りは、大崎駅から品川方面で初電から12時頃まで運休、新宿方面から大崎駅間は8時頃から12時頃まで、通常の7割から8割の運転本数での運転とのことでございます。

京浜東北線は、品川から蒲田駅間で初電から12時頃まで、通常の7割から通常どおりの運転本数での運転とのことでございます。

JR公表資料にも記載がございますが、臨海高速鉄道全線や東急線全線をはじめとした振替輸送が実施されます。JR東日本によりますと、悪天候等により工事を実施できない場合は、5月17日土曜日から18日日曜日に延期する予定とのことでございます。なお、工事が延期となった場合でも、4月の運休は実施するとのことでございました。

4、工事内容でございますが、JR東日本によりますと、田町駅付近で、山手線外回りと京浜東北線南行きの線路を移設することとしてございます。

最後に、広報についてでございますが、別紙のJR公表資料4枚目下段をご覧くださいいただければと存じま

す。

J R東日本では、今回の工事における問合せ専用電話窓口を4月16日より、記載の受付時間で開設されます。また、専用ウェブサイトでも案内が行われます。駅構内等での広報に加え、中づり広告等でも広報を行う予定とのことでございます。

区といたしましては、広報しながら、ホームページにより広報を行う予定でございまして、SNSやしなメール等による周知も、前回昨年11月に京浜東北線運休時で行いましたが、同様に行う考えでございます。

#### ○塚本委員長

本件に関しまして、確認等がございましたらご発言願います。

#### ○のだて委員

しっかり周知をしていただきたいと思います。

それと関連して、品川区がアクセス線の駅整備を要望していたと思うのですが、要望することを検討するということでしたか、その検討状況というのは今どうなっているのかというのを伺いたいと思います。

#### ○高梨都市計画課長

まず確認でございますけれども、区として、アクセス線の新駅を要望しているという事実は現在ございません。現在、新駅の可能性の検討ということで、今年度も検討作業を行ってございますけれども、今年度は、沿線における候補地を絞り込む、どこが新駅をつくるとするならば適切かどうかというところを絞り込む作業を行っています。また、絞り込む地域の周辺におけるまちづくりの今後の検討に資する都市基盤の状況等の検討といったところを現在行っているところでございます。

#### ○のだて委員

今、まだ要望するかどうかを検討中ということです。

その中で、この間も言っておりますけれども、請願駅となると、区としての出費も多額になってくるということですので、それはやめるべきだということも求めておきたいと思います。

#### ○中塚委員

前回の京浜急行の運行のときにも議論になりましたけれども、ぜひ周知のところは、障害者団体です。区内7団体ありますし、社会福祉協議会との連携も含めて、交通弱者というか、不便を感じている方々は、特段周知は徹底していただきたいと思います。

前回のときも、割とネット上もニュースになっていたので、今回、山手線がこれだけ止まるというのも、私の記憶では初めてではないかと思うぐらいですから、大分ネットとかニュースとか、十分情報を取れる方は話題になるのかなと思いますけれども、視覚障害がある方や、車椅子の方、高齢者で車椅子を利用されている方など、情報の弱者に対する発信というのは、ぜひ丁寧に、強めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○高梨都市計画課長

前回も、11月の運休に際しましてはご意見いただきまして、今回もこの後、全庁的に周知をする機会で全庁的に周知をいたしますし、個別に所管を通じて、今ご案内のありました各種交通弱者と言われる団体の方々には情報が行くようにということで、個別に所管へ直接、都市計画課から案内することも前回やりました。今回も同様に、周知が漏れないように取組をさせていただければと考えてございます。

○塚本委員長

ほかによろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、本件を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後4時15分閉会